
第2次つくばみらい市 男女共同参画計画

基本計画・後期実施計画（案）

～ 誰もが尊重され、個性と能力を発揮できるまち ～

目 次

I 基本計画

第1章 計画の背景・位置づけ	2
1. 計画の背景と趣旨	2
2. 計画期間	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の策定体制	3
第2章 男女共同参画をめぐる近年の動向等	4
1. 男女共同参画をめぐる世界や国、県の動向	4
2. 総合計画後期基本計画における目標	6
第3章 男女共同参画をとりまく現状	7
1. 本市の概況	7
2. 第2次つくばみらい市男女共同参画計画 前期実施計画の評価	10
3. 意識調査からみる男女共同参画の状況【概要】	12
4. インタビュー結果からみる男女共同参画の状況【概要】	21
第4章 後期期間に向けた課題の抽出	23
1. つくばみらい市の男女共同参画をとりまく現状の整理	23
2. 前期の基本目標に対する課題の整理	24
第5章 計画の理念とテーマ、目標	28
1. 基本理念	28
2. 後期期間のテーマ	28
3. 基本目標と主要課題	29
4. 後期期間の重点課題	30

Ⅱ 後期実施計画

後期期間の体系図	32
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり	33
主要課題 1. 男女共同参画（ジェンダー平等）意識の推進.....	33
主要課題 2. 男女共同参画を推進する教育・学習	35
基本目標Ⅱ 多様な働き方のための環境づくり	37
主要課題 1. 家庭と仕事の両立支援〈重点課題〉	37
主要課題 2. 雇用や職業の場における男女共同参画の推進〈重点課題〉	41
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進	44
主要課題 1. 政策・方針決定過程への女性の参画、登用の理解促進	44
主要課題 2. 地域における身近な男女共同参画の推進	46
基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり.....	48
主要課題 1. あらゆる暴力の根絶.....	48
主要課題 2. 多様性を認め合う社会の実現	51
主要課題 3. 生涯を通じた健康づくりの推進.....	54
市役所における男女共同参画の推進	56
目標値の設定	58
計画の推進.....	59
1. 計画の推進体制.....	59
2. 計画の進行管理.....	60

I 基本計画

第1章 計画の背景・位置づけ

1. 計画の背景と趣旨

近年、少子高齢化の進展に加え、家族形態の多様化や社会の意識・価値観の変化などにより、従来の男性・女性の枠に捉われない、多様な生き方やジェンダー平等などへの意識が高まり、誰もが個性と能力を発揮し活躍できる新たな社会づくりが求められています。

本市においては2010年（平成22年）3月に、市、市民及び事業者が、それぞれの立場に課されている責務と役割を果たし、積極的に協働して、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを定めた「つくばみらい市男女共同参画推進条例」を制定しました。

この条例の基本理念に基づく、男女の自立と共同参画社会の実現、さらには近年の女性の地位向上についての国の対策に基づく施策の新たな指針として、2018年（平成30年）3月に「第2次つくばみらい市男女共同参画計画」を策定しています。

2. 計画期間

本計画では、11年間の基本的な方向と施策を定めた「基本計画」を見直し、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの期間を「後期実施計画」として具体的な施策等を定めるものとします。

【本計画の計画期間】

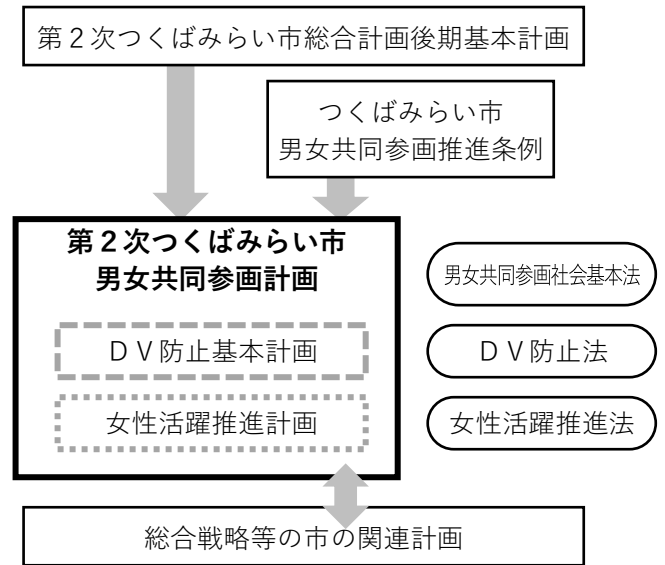
2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
基本計画（2018年度～2028年度）										
前期実施計画（2018年度～2023年度）						後期実施計画（2024年度～2028年度）				
					見直し					

3. 計画の位置づけ

国の「男女共同参画社会基本法」、「第5次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画」を踏まえつつ、「第2次つくばみらい市総合計画後期基本計画」及び「つくばみらい市男女共同参画推進条例」に基づく計画とします。

また、本計画は「DV防止基本計画」「女性活躍推進計画」を含む計画とします。

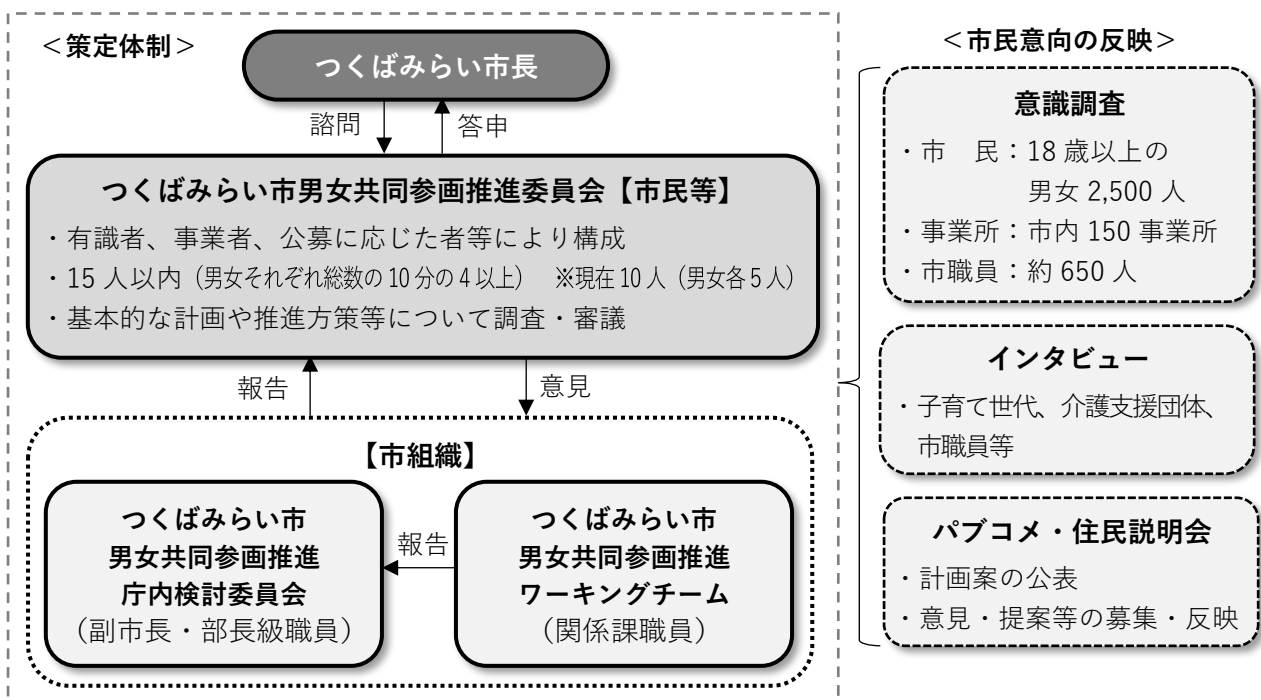
【本計画の位置づけ】



4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市民等の代表である男女共同参画推進委員会を中心に検討を進めます。また、意識調査とインタビューにより市民や事業所等の意向や課題を把握し、計画に反映します。

【本計画の策定体制】



第2章 男女共同参画をめぐる近年の動向等

1. 男女共同参画をめぐる世界や国、県の動向

(1) 世界の動向

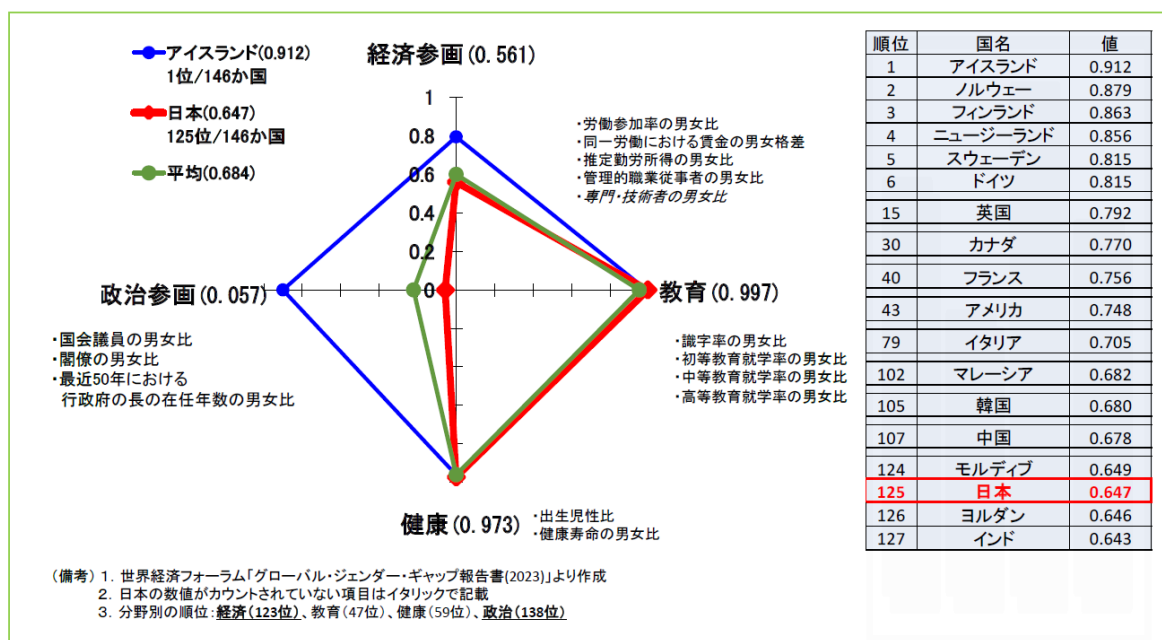
世界が掲げる共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）では、2030年（令和12年）を達成期限として、17のゴールと169のターゲットに取り組むことが示されています。17のゴールのうち、ゴール5は「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことを目標としており、ジェンダー平等の実現は、世界共通の重要なテーマの一つとされています。

また、ジェンダー平等の国際的な指数として、「世界経済フォーラム」が、経済、教育、健康、政治の分野ごとにデータをウェイト付けして、ジェンダーギャップ指数を算出（女性の数値／男性の数値、「0」が完全不平等、「1」が完全平等）し、発表しています。これによると、2023年（令和5年）、日本は146か国中125位となっており、「教育」と「健康」に関しては世界のトップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

【SDGs ゴール5 (アイコン)】



【ジェンダーギャップ指数（GGI）2023年】



資料：男女共同参画に関する国際的な指数（内閣府 男女共同参画局）

（2）国の動向

国内での動きをみると、国は、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2020年（令和2年）12月に第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～を閣議決定しています。この計画では、2030年度（令和12年度）末までの「基本認識」、並びに2025年度（令和7年度）末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が11の分野でそれぞれ定められています。

また、女性活躍・男女共同参画の取り組みを加速するため、毎年6月を目途に「女性版骨太の方針（女性活躍・男女共同参画の重点方針）」が政府決定されています。「女性版骨太の方針2023」では、プライム市場上場企業について、「2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める」「2030年までに、女性役員の比率を30%以上にすることを目指す」といった目標を掲げ、そのための行動計画の策定を推奨しています。

2023年（令和5年）6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されています。

【第5次男女共同参画基本計画における11の分野】

Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	
第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
第3分野	地域における男女共同参画の推進
第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	
第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第7分野	生涯を通じた健康支援
第8分野	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(3) 茨城県の動向

県では、男女共同参画社会基本法及び茨城県男女共同参画推進条例に基づく基本計画として、2021年（令和3年）3月に「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定しています。計画期間は2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間で、3つの基本目標に沿った計画を定めています。

同じ2021年（令和3年）3月には「茨城県女性活躍推進計画(第2次)」を策定し、「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」や「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備」といった施策展開を図っています。

また、県では2019年（令和元年）7月に、都道府県では初となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を導入しているほか、性的マイノリティに関する相談窓口なども開設しています。

【茨城県男女共同参画基本計画（第4次）の基本的方向】

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	
施策の方向性1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
施策の方向性2	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
施策の方向性3	地域・農山漁村における男女共同参画の推進
施策の方向性4	科学技術・学術における男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	
施策の方向性1	あらゆる暴力の根絶
施策の方向性2	男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
施策の方向性3	生涯を通じた健康支援
施策の方向性4	防災・復興における男女共同参画の推進
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
施策の方向性1	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
施策の方向性2	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

2. 総合計画後期基本計画における目標

本計画の上位計画となる第2次つくばみらい市総合計画後期基本計画（2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度））では、「施策23 男女共同参画の推進」では、目指す姿を「誰もが個性と能力を十分に発揮することのできるまち」としています。

施策の取組方針として、「男女平等の意識啓発」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「審議会などにおける女性委員登用の推進」「DVなど困難な立場にある方の支援」が掲げられているほか、目標指標として、「男女共同参画推進講座の参加者数（年）」「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合」「審議会などにおける女性委員の割合」が設定されています。

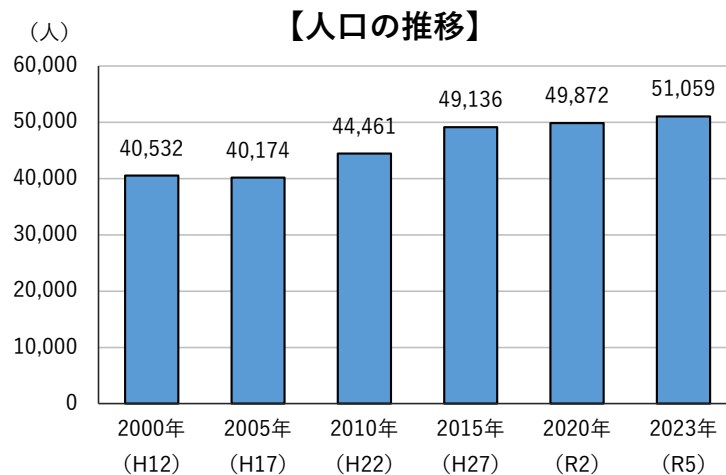
また、関連する施策として「施策22 多様性を尊重した社会の実現」があり、目指す姿として「人権意識や国際理解を高めることによって、誰もが個人として尊重されるまち」が掲げられており、本計画においても配慮していく必要があります。

第3章 男女共同参画をとりまく現状

1. 本市の概況

(1) 人口の状況

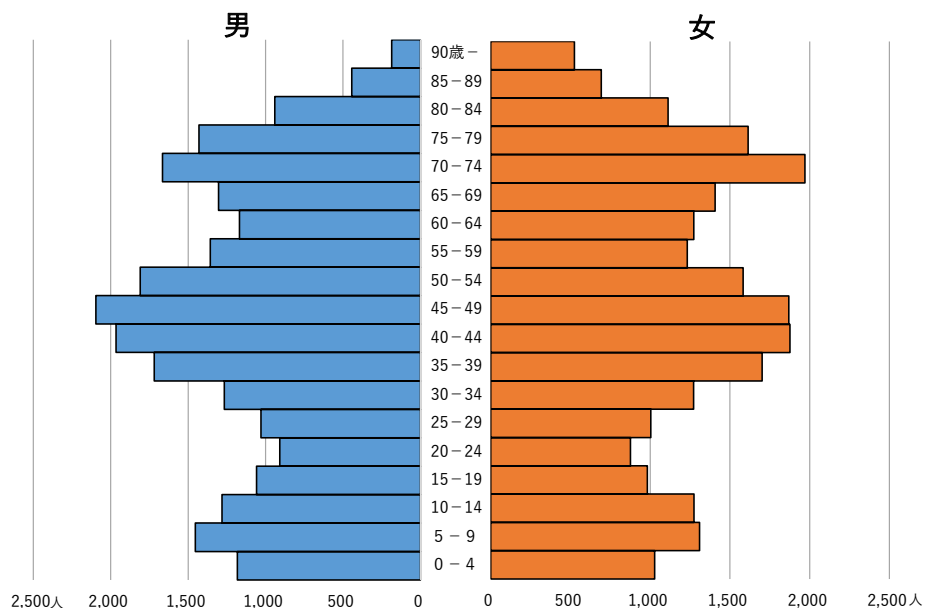
本市の人口は、2006年（平成18年）の合併以降増加を続けており、2020年（令和2年）には49,872人となり、2023年（令和5年）4月の常住人口調査では、51,059人まで増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）、2023年は常住人口調査（4月1日現在）
2000年、2005年は旧伊奈町と旧谷和原村の合計

年齢5歳階級別人口をみると、30歳代後半から50歳代前半、その子どもの世代となる0歳から10歳代前半、70歳代の高齢者が多くなっており、高齢化は進んでいるものの、特に働く世代の男性が多い人口構成となっています。

【年齢5歳階級別人口（2023年4月1日現在）】



資料：常住人口調査（4月1日現在）、年齢不詳は除く

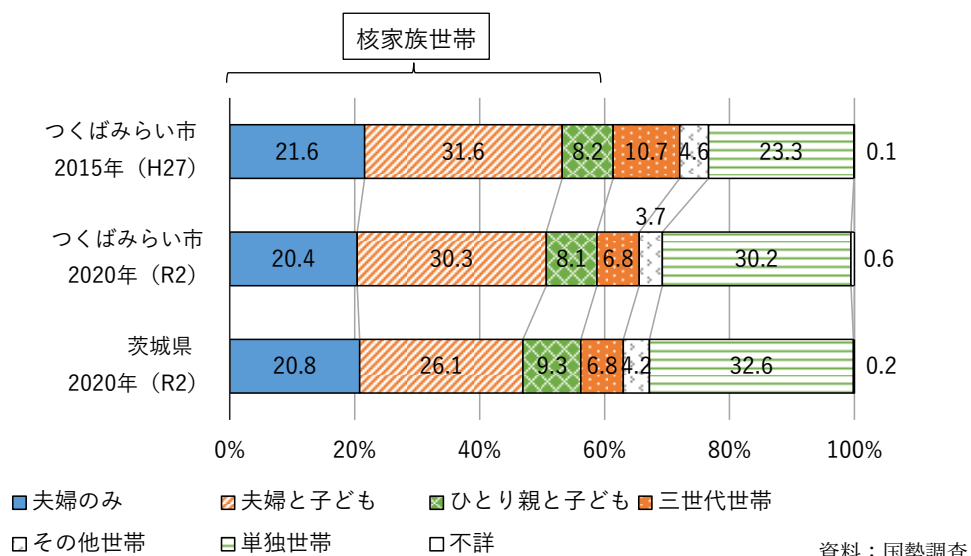
(2) 世帯の状況

本市の世帯数は、人口と同様に増加しており、2020 年（令和 2 年）の国勢調査では、一般世帯が 19,955 世帯となっています。

一般世帯について、2015 年（平成 27 年）から 2020 年（令和 2 年）の家族類型別構成比の推移をみると、核家族の割合や三世帯世帯などの割合が減少し、単独世帯の割合が 3 割にまで増加し、世帯の多様化が進んでいます。

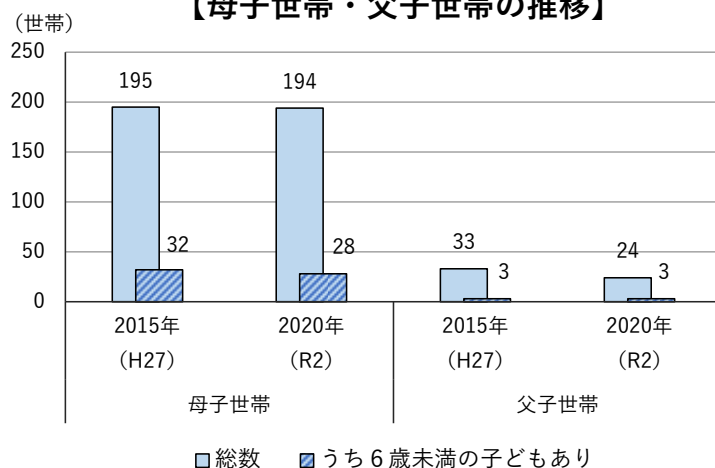
一方で、県と比較すると、夫婦と子どもの割合は 4.2 ポイント高くなっています。

【一般世帯における家族類型別構成比の推移】



ひとり親世帯の状況をみると、2020 年（令和 2 年）は、母子世帯が 194 世帯、父子世帯が 24 世帯で母子世帯のほうが多く、5 年前の 2015 年（平成 27 年）と比較すると、母子世帯はほぼ変わらないものの、父子世帯は 9 世帯減少しています。

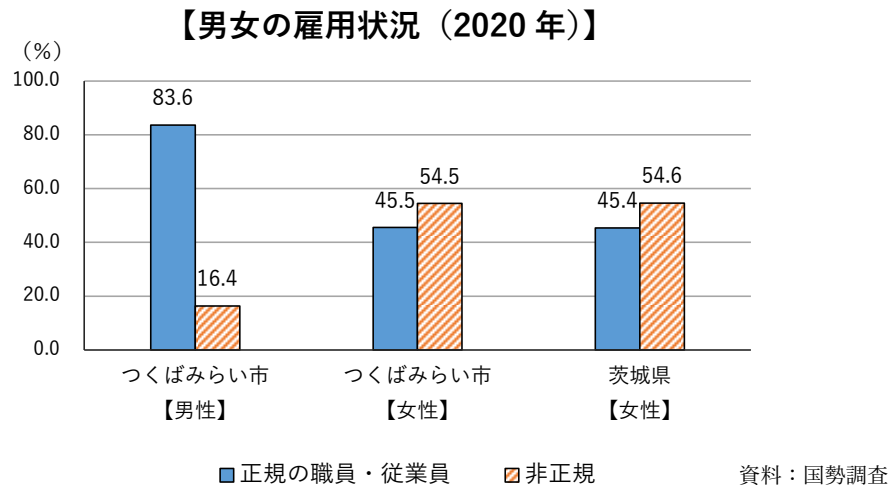
【母子世帯・父子世帯の推移】



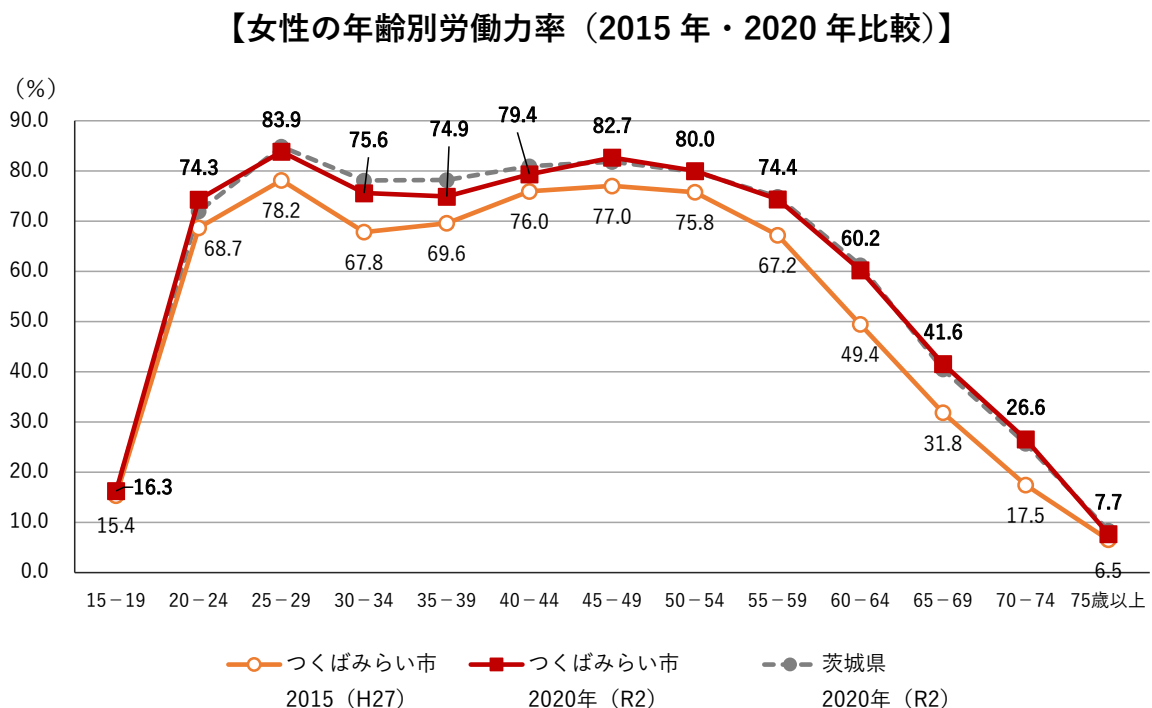
(3) 就労の状況

本市の雇用者について、性別で雇用形態をみると、男性の正規雇用は 83.6%、非正規雇用は 16.4%であるのに対して、女性の正規雇用は 45.5%、非正規雇用は 54.5%であり、女性の正規雇用の割合は男性の半分ほどとなっています。

一方、女性の正規雇用の割合を県と比較すると、ほぼ同じ割合となっています。



また、女性の労働力率を 2015 年（平成 27 年）と 2020 年（令和 2 年）で比較すると、5 年間で各年代の労働力率は上昇しており、出産・育児と重なる 20 歳代後半から 40 歳代前半で女性が離職することによって生じる M 字カーブの底は浅くなりつつあります。

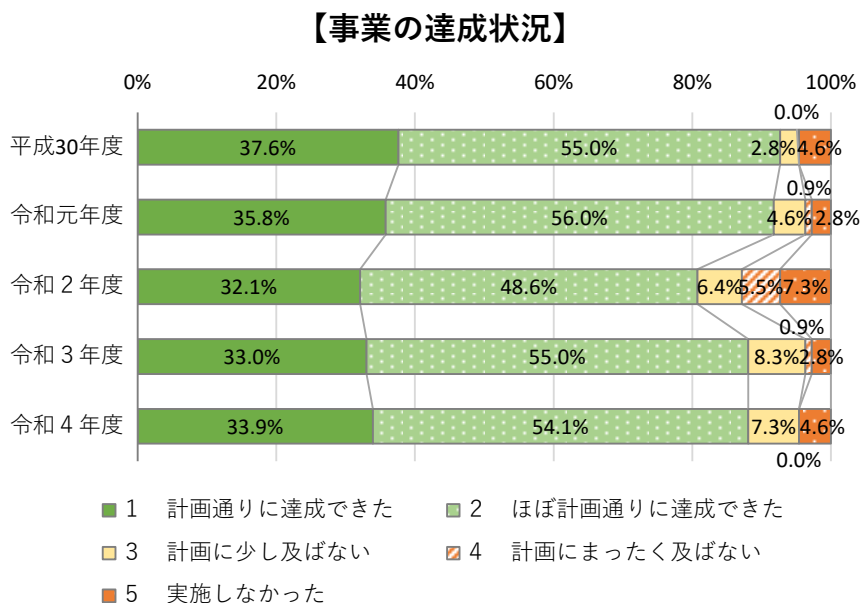


資料：国勢調査、労働力率は労働力状態不詳を除く

2. 第2次つくばみらい市男女共同参画計画 前期実施計画の評価

(1) 事業実施状況の評価

対象事業 90（課ごとで 109）について事業の実施状況をみると、2020 年度（令和 2 年度）はコロナ禍により、「計画通りに達成できた」と「ほぼ計画通りに達成できた」の割合が約 8 割になっていますが、2022 年度（令和 4 年度）は約 9 割が計画通りに達成されています。



(2) 目標値の評価

数値目標については、2022 年度（令和 4 年度）の結果でみると、15 項目のうち 7 項目が目標を達成し、2 項目で数値が向上しています。

一方、「社会全体中で、男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」「再就職支援セミナーの回数」「新規就農女性者数」「女性消防団員数」「自治会などの地域活動に夫婦分担で参加」「市の管理職のうち、女性職員の割合（課長以上）」の 6 項目では、開始時よりも評価値が低下して目標を達成しておらず、数値目標からみると、特に「雇用や職業の場における男女共同参画の推進」や「地域における身近な男女共同参画の促進」の評価が低くなっています。

【前期実施計画 目標値の達成状況】

主要課題	No	項目	開始時 2018年度 (H30)	目標値 2022年度 (R4)	実績値 2022年度 (R4)	開始時 との比較	目標 達成度	目標 の評価
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり ～人が変わる～								
1. 男女平等意識の推進	1	家庭教育学級における啓発活動	0 学級	13 学級	1 学級	+1 学級	7.7%	△
	2	男性は仕事、女性は家庭という考えに同感しない市民の割合	56.9 %	60 %	66.1 % ※	+9.2 %	110.2%	○
	3	社会全体中で、男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	13.5 %	17 %	13.4 % ※	-0.1 %	78.8%	×
3. あらゆる暴力の根絶	4	DVに関する啓発活動の実施回数	1 回	2 回	2 回	+1 回	100.0%	○
基本目標Ⅱ 多様な働き方のための環境整備 ～組織が変わる～								
1. 家庭と仕事の両立支援	5	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所	49.9 %	55 %	86.7 %	+36.8 %	157.6%	○
2. 雇用や職業の場における男女共同参画の推進	6	再就職支援セミナーの回数	2 回	3 回	0 回	-2 回	0.0%	×
	7	新就職就農女性者数	0 人	1 人	0 人	±0 人	0.0%	×
	8	家族経営協定実施数	9 経営体	10 経営体	11 経営体	+2 経営体	110.0%	○
基本目標Ⅲ 多様な分野における男女共同参画 ～社会が変わる～								
1. 政策・方針決定の過程への女性の参画	9	女性人材登録者数	7 人	15 人	17 人	+10 人	113.3%	○
	10	審議会等における女性委員の割合	22.8 %	30 %	28.2 %	+5.4 %	94.0%	△
2. 地域における身近な男女共同参画の促進	11	女性消防団員数	13 人	15 人	12 人	-1 人	80.0%	×
	12	自治会などの地域活動に夫婦分担で参加	26 %	41 %	24.7 % ※	-1.3 %	60.2%	×
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり								
2. 困難な立場にある男女の支援	13	介護予防事業への参加者数	5,728 人	5,900 人	12,375 人	+6,647 人	209.7%	○
庁内における男女共同参画の推進								
ワーク・ライフ・バランスの推進	—	市の男性職員の育児休業取得率	0 %	5 %	16.7 %	+16.7 %	334.0%	○
女性職員の職域の拡大	—	市の管理職のうち、女性職員の割合（課長以上）	13.3 %	20 %	8.3 %	-5.0 %	41.5%	×

※ R 5 意識調査結果

※評価の基準

○：目標を達成したもの

△：目標を達成できなかったが、数値は向上したもの

×：目標を達成できず、計画開始時より数値が下がったもの

3. 意識調査からみる男女共同参画の状況【概要】

(1) 意識調査の概要

計画の評価と見直しを行うにあたり、数値目標の達成状況、社会的潮流やコロナ禍により生まれた意識の変化と新たな課題、市が取り組むべき施策などを探るため、市民、市内事業所、市職員の意識を調査しました。

【意識調査の概要】

	①市民意識調査	②事業所意識調査	③職員意識調査
調査対象	市内在住 18 歳以上 男女 2,500 人	市内事業所 150 事業所	市職員 681 人
配布・ 回収方法	・配布：郵送 ・回収：郵送及びインターネット	・配布：郵送 ・回収：郵送及びインターネット	・配布・回収： グループウェア及び 紙面による
調査期間	2023 年（令和 5 年）6 月末～ 2023 年（令和 5 年）7 月末	2023 年（令和 5 年）6 月末～ 2023 年（令和 5 年）8 月上旬	2023 年（令和 5 年）6 月末～ 2023 年（令和 5 年）7 月末
回収数(率)	723 人 （28.9%）	43 事業所 （28.7%）	570 人 （83.7%）

前回調査との比較を行うため、前回の調査項目を基本としながら、それぞれ部分的に変更や設問を加えて、調査項目を設定しました。

【主な調査項目】

計画分野等	①市民意識調査	②事業所意識調査	③職員意識調査
属性	・回答者の属性	・事業所の属性	・回答者の属性
基本目標Ⅰ	・男女の地位の平等に関する意識	—	・男女の地位の平等に関する意識
基本目標Ⅱ	・男女の生き方や家庭生活	・計画策定について ・ワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	・ワーク・ライフ・バランスに関する取り組み
基本目標Ⅱ・Ⅲ	・女性の活躍推進	・女性の活躍推進	・女性の活躍推進
基本目標Ⅰ・Ⅳ	・人権、DV ・性的マイノリティ	・ハラスメント対策	・ハラスメント対策
全体	・男女共同参画社会 （市の取り組み）	・男女共同参画社会 （市の取り組み）	・男女共同参画社会 （市の取り組み）

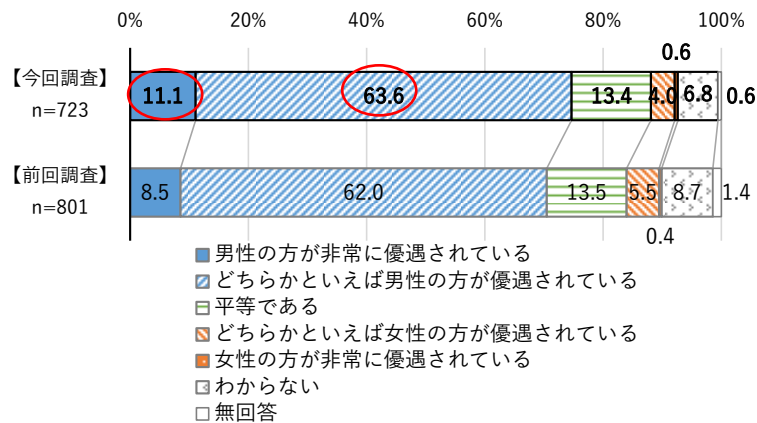
(2) 意識調査結果の概要

①男女の地位の平等や意識【基本目標Ⅰ関連】

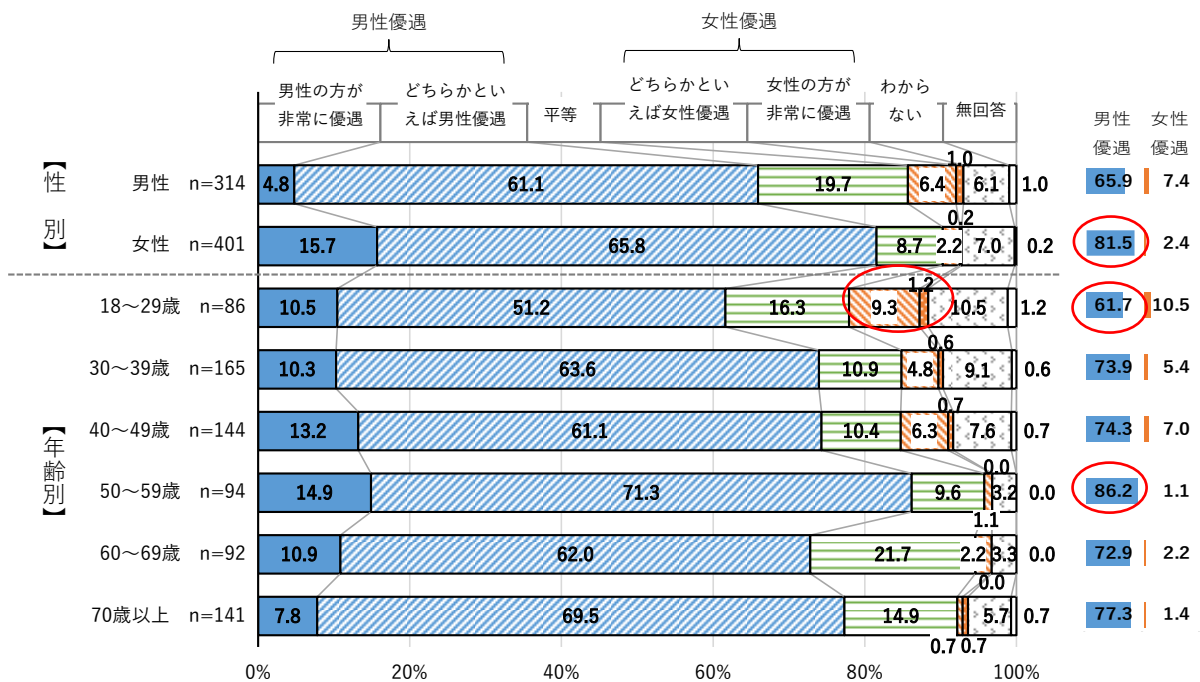
市民は依然として男性優遇と感じる割合が高いが、若い世代では考え方が異なってきている

社会全体でみた男女の地位の平等については、市民が『男性優遇』と感じる割合は7割以上で、特に女性や50歳代で8割以上と高くなっています。一方、10～20歳代の若い世代では比較的低く、『女性優遇』と感じる割合も約1割あります。

【市民：社会全体でみた男女の地位の平等（前回調査との比較）】



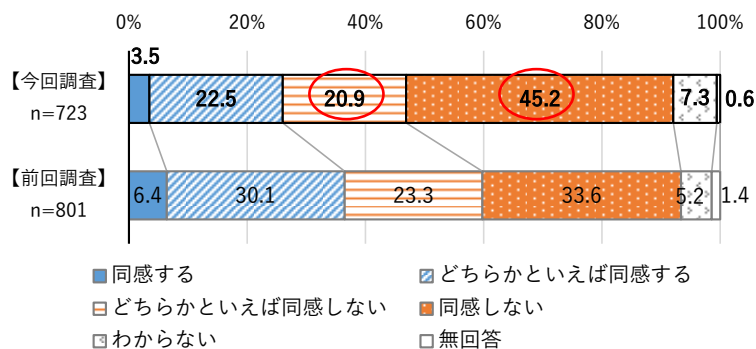
【市民：社会全体でみた男女の地位の平等（性別・年齢別）】



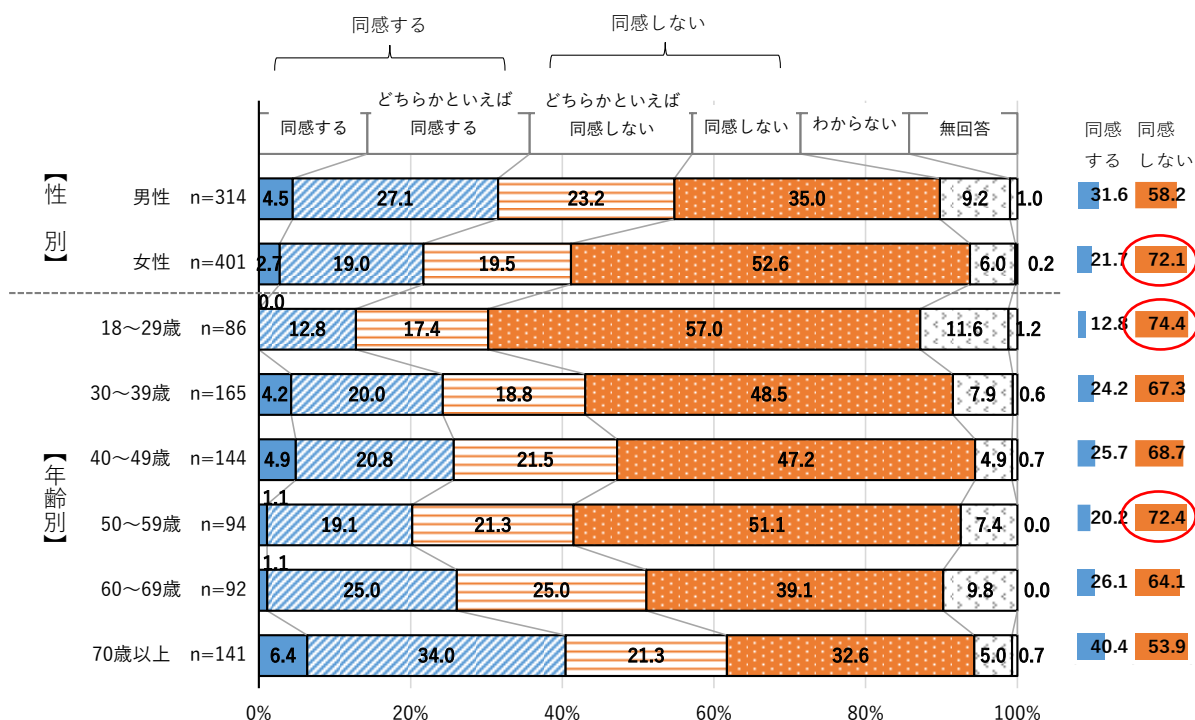
I 基本計画

また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、市民が『同感しない』割合は6割以上で前回よりも10ポイント近く増加しており、女性や10～20歳代、50歳代で7割を超えています。

【市民：「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（前回調査との比較）】



【市民：「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（年齢別・男女別）】

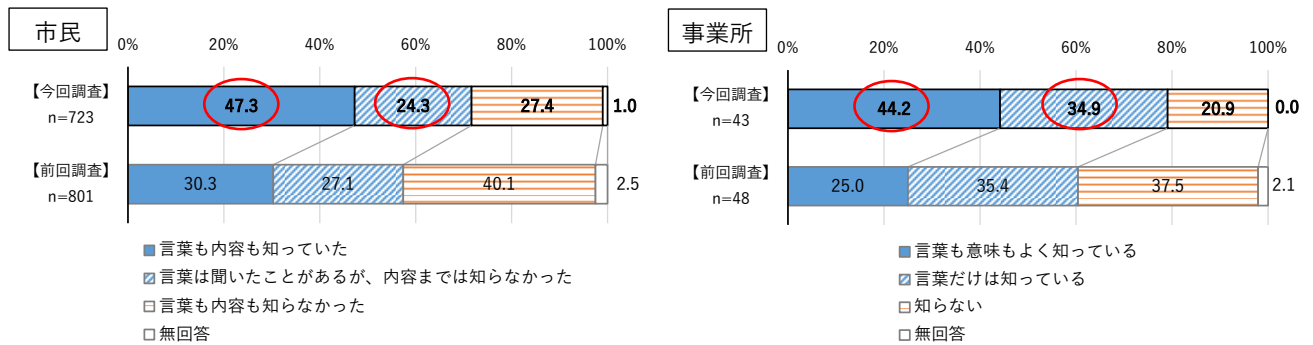


②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）【基本目標II関連】

市民・事業所共に、ワーク・ライフ・バランスの認知度が向上したが、環境整備はこれから

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度についてみると、市民が7割、事業所が約8割で、前回調査よりも認知度が向上し、言葉が一般に浸透してきていることがうかがえます。

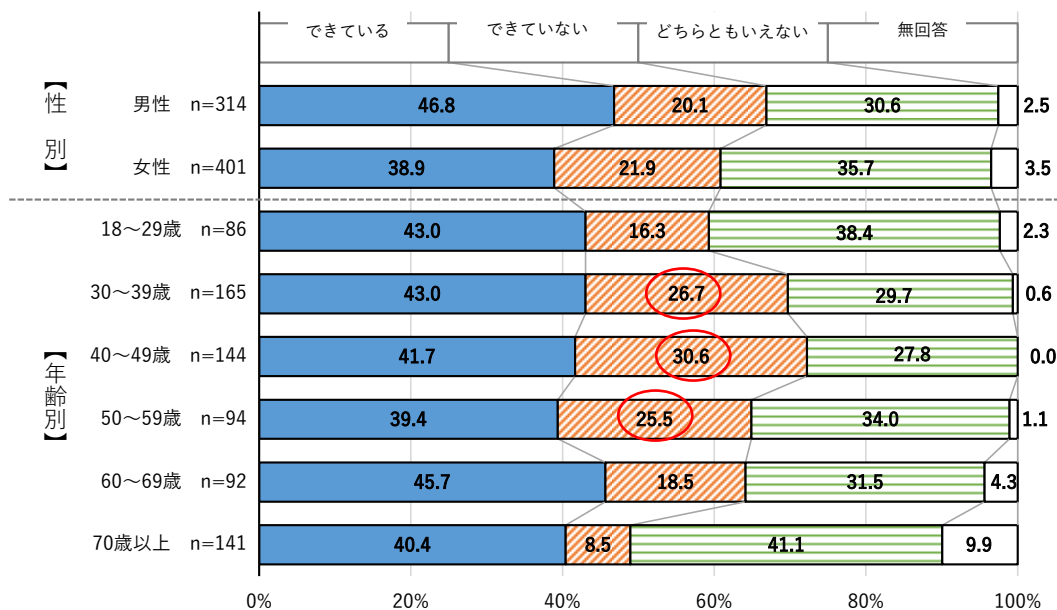
【市民・事業所：ワーク・ライフ・バランスの認知度（前回調査との比較）】



一方、市民の仕事と生活の調和をみると、年齢別では働き盛りである 30～50 歳代で、仕事と生活の調和のとれた暮らしが「できていない」割合が 2 割を超えており、仕事と生活のバランスの難しさがうかがえます。

1 日の家事と仕事の平均時間をみると、女性は平日・休日ともに男性の家事時間を 4 時間ほど上回り、また 30～40 歳代で家事時間が長くなるなど、子育て期の家事負担の大きさがうかがえます。

【市民：仕事と生活の調和（性別・年齢別）】



【市民：1日の家事と仕事の平均時間（性別・年齢別）】

単位：時間、5 時間以上網掛け

	【全体】	【性別】		【年齢別】					
		男性 n=314	女性 n=401	18～29歳 n=86	30～39歳 n=165	40～49歳 n=144	50～59歳 n=94	60～69歳 n=92	70歳以上 n=141
平日の家事（育児・介護含む）	3.6	1.4	5.3	2.8	4.4	3.9	2.9	2.9	3.6
平日の仕事（通勤時間を含む）	8.0	9.1	7.1	8.8	8.1	9.3	8.5	7.5	4.2
休日の家事（育児・介護含む）	5.2	2.9	7.0	4.9	6.9	6.0	3.7	4.0	3.4

③女性の活躍推進【基本目標Ⅱ関連】

女性の活躍推進は進展しているが、仕事と家事の両立の難しさや休暇の充実、男性参加等が課題

本市の女性の労働力率は全体的に上昇していますが、意識調査では、市民・市職員ともに女性が働き続けるうえでの障害として、「長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと」や「仕事と家事の両立が難しいこと」などが課題となっています。

また、女性が働くうえで必要なこととして、市民・職員ともに「フレックスタイム制やテレワークの導入を促進」「労働時間の短縮や休日の増加」といった柔軟な働き方、「育児・介護のための休暇制度の充実、男性も取得しやすい環境の整備」などが必要とされています。

【市民・市職員：女性が働き続けるうえでの障害（市民と職員との比較）】

単位：％、40％以上網掛け

	市民	職員
長く働き続けられるような職場の条件や制度が不十分なこと	44.8	47.0
仕事と家事の両立が難しいこと	43.3	55.1
保育施設や保育サービスが不十分なこと	40.1	32.6
職場での結婚や出産、育児を支援する制度や雇用主の理解が不十分なこと	38.2	29.8
子どもや病人、高齢者の世話が女性だけに任されていること	30.4	33.0
女性の雇用機会や採用数が男性より少ないこと	14.8	13.9
家族の理解が得られないこと	7.3	9.5

【市民・市職員：女性が働くうえで必要なこと（市民と職員との比較）】

単位：％、30％以上網掛け

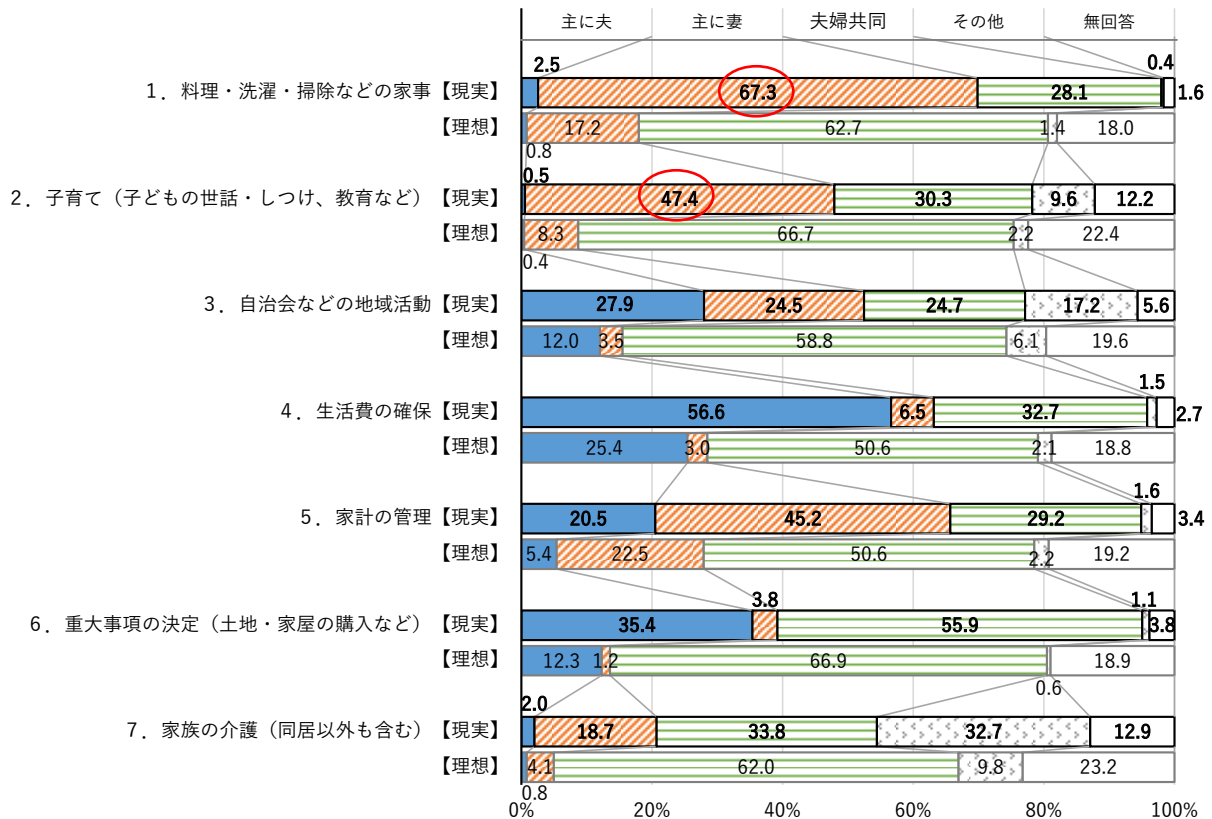
	市民	職員
フレックスタイム制やテレワーク（在宅勤務等）の導入を促進する	35.0	33.2
労働時間の短縮や休日の増加を促進する	34.9	39.5
育児・介護のための休暇制度を充実するとともに、男性も取得しやすい環境整備を図る	34.3	47.9
保育・介護のための施設やサービスを充実する	33.3	32.3
女性が働くことに対し、家族や職場の理解と協力がある	30.3	27.5
出産・介護などで退職した女性の能力を生かした再雇用制度を充実する	26.3	25.3
昇進・昇格や賃金、仕事内容など労働条件面での男女間格差を是正する	24.9	16.5
職場でハラスメントに該当する言動や行為がないか、意識啓発を行う	12.6	9.8
女性の再就職や起業を支援する施策を充実する	11.8	9.8
各種研修や職業訓練などの機会を充実する	2.4	3.2

④家庭などにおける男女共同参画【基本目標Ⅲ関連】

家事や子育ては現在も主に妻が負担しているが、特に若い世代の理想は「夫婦共同」

家庭の役割分担について、現実では「料理・洗濯・掃除などの家事」や「子育て」などで主に妻が担当している割合が高いものの、理想は夫婦共同の割合が高く、特に「家事」や「子育て」、「重大事項の決定」などでは、30歳代以下の若い世代で夫婦共同が望まれています。

【市民：家庭の役割分担（現実と理想との比較）】

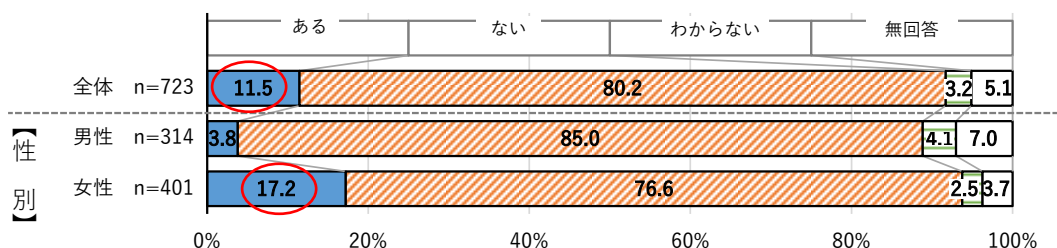


⑤人権、ドメスティック・バイオレンス、性的マイノリティなど【基本目標Ⅳ関連】

DVは女性の2割が経験しており、若い世代や女性からは自立支援が望まれている

ドメスティック・バイオレンスの状況を見ると、市民の1割、性別でみると、女性の約2割が「ある」と回答しています。市の支援としては、「緊急避難所や警察による緊急保護などの安全確保」のほか、女性や30～40歳代では「自立に向けた住居や仕事のあっせんなどの生活支援」が必要とされています。

【市民：配偶者や恋人から暴力を受けた経験（性別）】



I 基本計画

【市民：暴力に対する市の支援（性別・年齢別）】

単位：％、40％以上網掛け

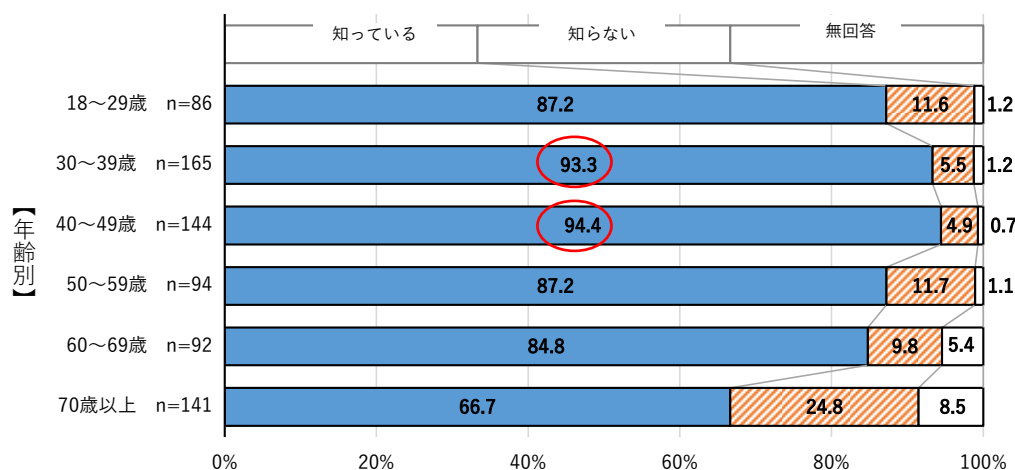
	【性 別】		【年 齢 別】						
	男性 n=314	女性 n=401	18～29歳 n=86	30～39歳 n=165	40～49歳 n=144	50～59歳 n=94	60～69歳 n=92	70歳以上 n=141	
緊急避難所（シェルター）や警察による緊急保護などの安全確保	66.9	65.6	79.1	69.7	72.9	66.0	64.1	49.6	
保護命令・離婚に関する相談などの法的支援	54.1	54.9	67.4	63.0	60.4	53.2	47.8	38.3	
自立に向けた住居や仕事のあっせんなどの生活支援	30.9	50.1	38.4	45.5	46.5	40.4	35.9	38.3	
カウンセリングや日常的な相談などの精神的な支援	40.8	41.4	34.9	41.8	36.1	45.7	46.7	41.1	
加害者の更正に関する相談などの対応	10.8	9.7	15.1	7.9	9.7	9.6	13.0	9.9	
身近な人や同じような体験をした人からの助言・援助	8.0	10.5	9.3	9.7	13.2	3.2	8.7	9.9	
その他	3.8	2.7	0.0	4.2	4.2	3.2	3.3	2.8	
無回答	5.7	6.2	0.0	3.0	2.1	5.3	8.7	15.6	

性的マイノリティ(LGBT など)の言葉は定着し、60 歳代以下の認知度が大幅に向上している

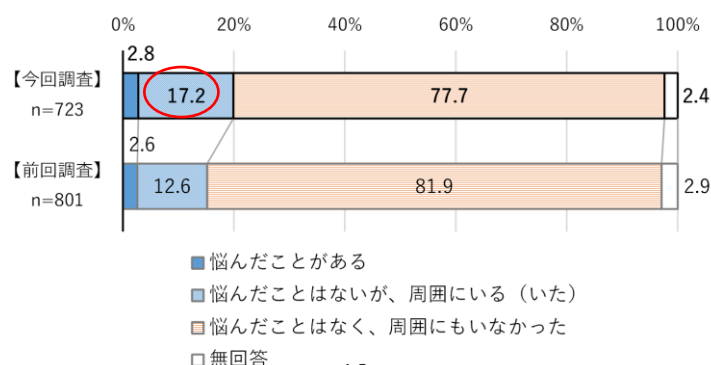
性的マイノリティ（LGBT など）の認知度について、市民で「知っている」割合は 60 歳代以下の年代で 8 割以上、30～40 歳代では 9 割以上となっており、言葉の定着がうかがえます。

性別等の悩みについては、「悩んだことがある」割合は低いものの、「悩んだことはないが、周囲にいる（いた）」を含めると 2 割で、前回調査と比較して増加しています。

【市民：性的マイノリティ（LGBT など）の認知度（性別・年齢別）】



【市民：性別等の悩み（前回調査との比較）】



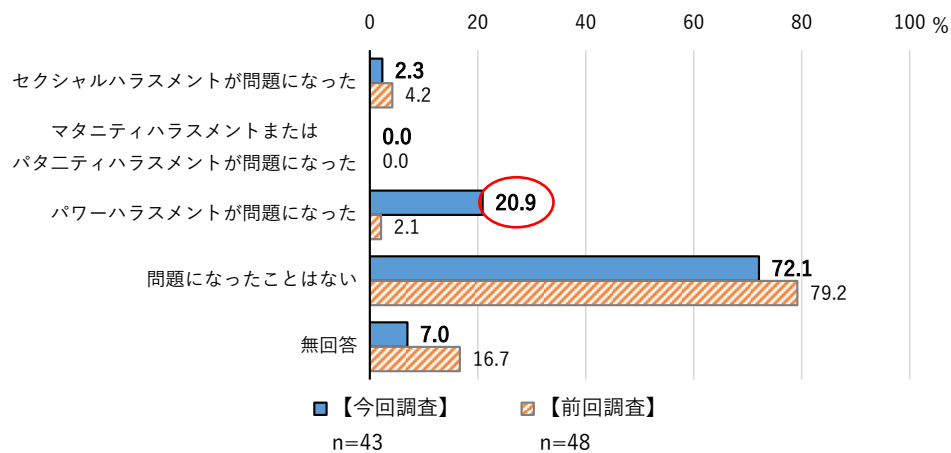
⑥ハラスメント【基本目標Ⅳ関連】

現在はセクハラよりもパワハラが課題となっており、事業所の半数以上は対策を実施または検討

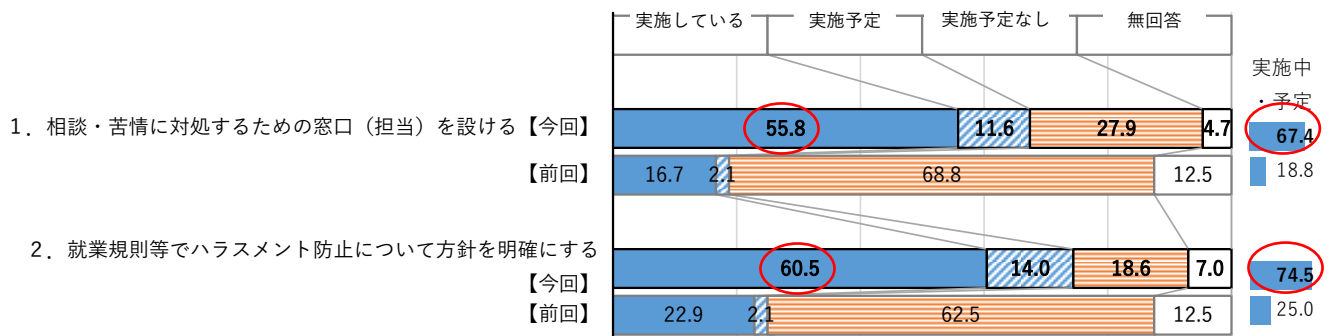
事業所におけるハラスメント問題についてみると、「問題になったことはない」が7割であるものの、「パワーハラスメントが問題になった」が2割となっています。

また、実際の取り組みでは、「窓口（担当）を設ける」「方針を明確にする」など、実施している割合が半数以上、予定も含めて約7割となっており、前回調査と比べると、対策が進んでいます。

【事業所：ハラスメントが問題になったこと】



【事業所：ハラスメントへの取り組み状況】



⑦市の取り組みの重点課題【重点施策関連】

市の取り組みへの積極性評価は、市職員(2.5割)、事業所(1.5割)、市民(1割)の順

市の取り組みが積極的かどうかについて「はい」（肯定）とする回答は、市職員が 2.5 割あるものの、事業所は 1.5 割、市民は 1 割となっており、せっかくの取り組みが事業所や市民に届いていない可能性もあります。

【市民・事業所・市職員：市は積極的か】

単位：％

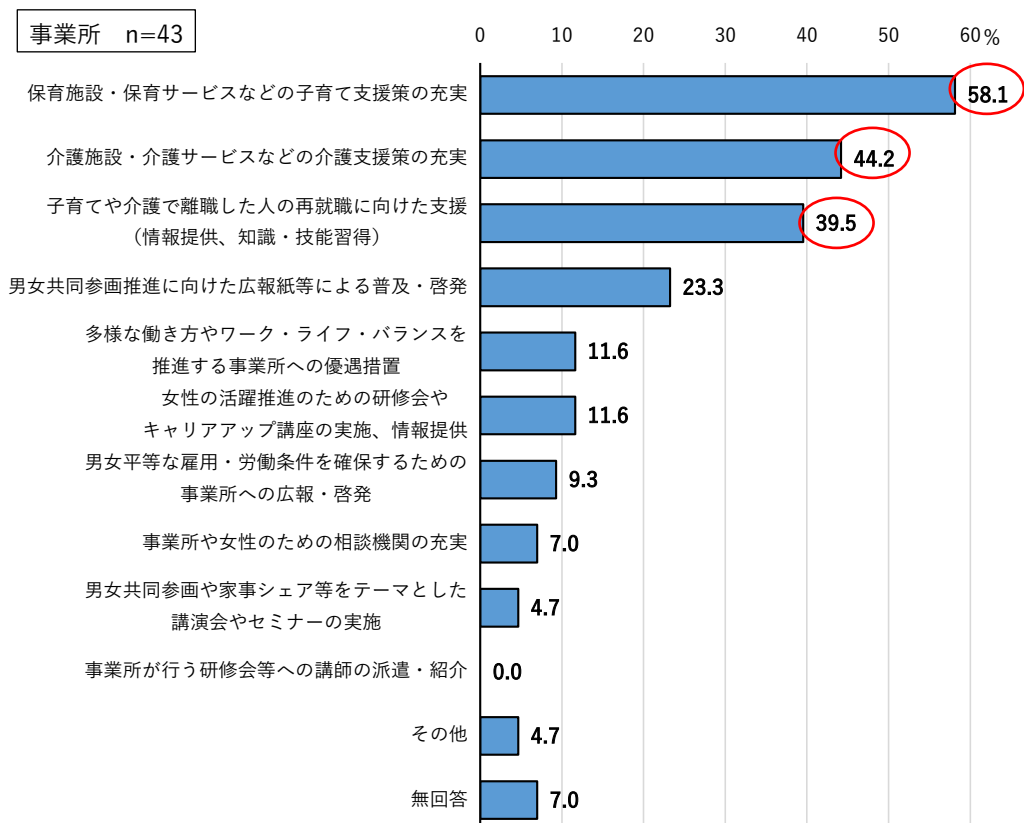
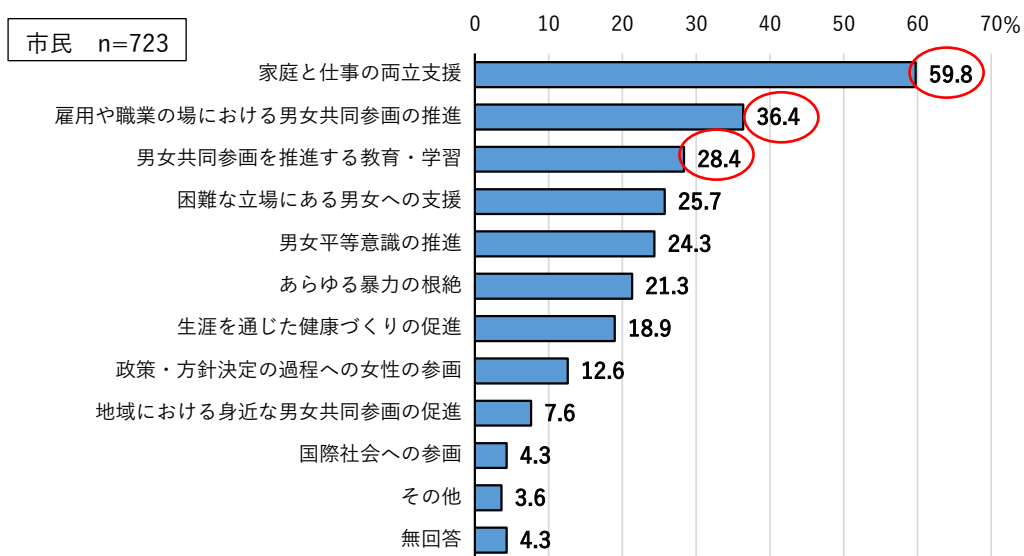
	市民	事業所	職員
はい	13.3	16.3	24.7
いいえ	16.3	14.0	11.1
どちらともいえない	67.5	67.4	63.9

I 基本計画

注力すべき施策は、家庭と仕事の両立支援(子育て・介護等)、雇用や職業の場での男女共同参画

市が力を入れるべき施策についてみると、市民では、「家庭と仕事の両立支援」が約6割で、そのほか「雇用や職業の場における男女共同参画の推進」や「男女共同参画を推進する教育・学習」が多くなっています。一方、事業所では、「保育施設・保育サービスなどの子育て支援策の充実」が最も多く、次いで「介護施設・介護サービスなどの介護支援策の充実」や「子育てや介護で離職した人の再就職に向けた支援」となっています。

【市民・事業所：市が力を入れるべき施策】



4. インタビュー結果からみる男女共同参画の状況【概要】

(1) インタビュー調査の概要

基本計画の中間見直し及び後期実施計画の策定にあたり、市の男女共同参画の課題を抽出するため、子育て世代、介護関係者、高校生、市職員を対象に、インタビュー調査を実施しました。

対 象	日 時	場 所
☐ 子育て世代 子育て支援室来訪者	2023年（令和5年）8月2日（水） 13時30分～14時30分	みらい平市民センター2階 子育て支援室 BLOOM
☐ 介護支援団体 傾聴ほほえみ （ボランティア団体）	2023年（令和5年）8月2日（水） 13時30分～14時30分	みらい平市民センター3階 市民活動まちづくりセンター
☐ 高校生 （伊奈高校）	2023年（令和5年）8月2日（水） 11時00分～12時00分	伊奈庁舎3階大会議室
☐ 市職員 （ワーキングチーム）	2023年（令和5年）8月2日（水） 9時30分～11時00分	伊奈庁舎3階大会議室

(2) インタビュー結果の概要

☐ 子育て世代	【子どもの年齢や現在の仕事】 ・対象者：子どもは1～2人で、1歳児くらいまでの年齢の人が多く。現在、育休中と退職した方がおり、都内勤務の方もいる。 【家事や育児の分担】 ・家事や育児の分担は、それぞれ協力してうまくいっている。平日は昼間、妻がメインで、帰宅後夫が子をお風呂に入れる、休日には夫が料理するなど協力的。 ・言えばやってくれるが、できれば言う前にやってほしいといった意見もある。 【子育て支援サービスの利用】 ・子育て支援室、ファミリーサポートなど、様々なサービスが利用されており、市の子育て支援室の評価は高いが、仕事復帰に向けては、希望する保育施設に入れないことが課題。 ・ファミリーサポートも良い制度だが、急な利用ができないことなどが課題。 ・子育ての大変な時期、実家も遠い場合、情報交換や相談等ができる支援室は重要。 ・土日に父親が子育て支援室を利用できる点も非常に評価されている。 【コロナ禍による影響】 ・在宅勤務の増加等がある。会社が多様な働き方（フレックスタイム制やテレワーク等）を導入していると、子育てしながらも働きやすい。
--------------------------------	---

I 基本計画

□介護支援 団体	【活動の内容や対象者】 ・相手の話に耳を傾ける活動。高齢者宅や施設を訪問し、約1時間話を聴く。 ・ひとり暮らしや孤独な方、広範な年齢層が対象。「我がまちウォーク」という企画では、高齢者以外も対象で、年齢層に関わらず街の散策と傾聴の機会を提供。 【コロナ禍による影響】 ・施設訪問が制約され、活動に影響。孤立感を抱える人が増加。 ・コロナ禍でも電話や手紙で活動。手紙が特別な気持ちを伝える手段となる。 【対象者の性別や年齢など】 ・女性が多く、男性より話好きな傾向。女性はコミュニケーションを重視。 ・悩んでいる人への接し方に気をつける。傾聴はアドバイスよりも共感重視。
□高校生	【学校生活や社会生活での男女平等】 ・学校生活では、男女差がある場合もあるが、普段は平等でもある。 ・社会生活では、建築・土木の仕事などで男性優位のイメージがあるほか、電車の専用車両の差異や権力の偏りなどを感じることもある。 【家事と男性の参加】 ・父親等が家事を行っている場合、男性の家事参加に違和感は少ない。 ・家で男性が家事を行っていない場合、男性の家事参加に違和感が生じやすい。 【進学・就職における男女の差】 ・進学や就職などあまり男女差は感じないが、土木や医者等は男性のイメージ。 ・学校はほぼ大学か、専門学校への進学。就職は10人前後。公務員講座もある。 ・進学・就職で、一人暮らしを希望する学生もいるが、実家暮らしを希望する学生が多い。つくばエクスプレスもあり、東京・千葉等であれば通うことができ、堅実志向。
□市職員	【職場の男女の役割分担と男女共同参画の変化】 ・男性の育休や特別休暇取得率が上昇し、男性の育児参加意識は高まっている。 ・女性の正規職員や管理職、技術職等が増加。在宅勤務等の働き方が選択できる。 ・一方で、建設系や保育関係、窓口など、仕事の内容により男女比に偏りがある。 【職場での女性の活躍】 ・セミナーへの自主的な参加や新たな事業提案で、女性が積極的に参加し、発信。 ・男女関係なく意見や提案が行える環境であり、女性も能動的に参加している。 ・事務職やみらいこども課など、女性が活躍しやすい職種や部署が存在するほか、窓口に女性がいると話しやすく、安心感をもたらすといった利点がある。 【ワーク・ライフ・バランス】 ・育休取得が一般的になった現代では、管理職にも理解が進んでいる印象。 ・時差出勤制度の活用や定時退社をポジティブに受け入れる環境の整備が望ましい。一方で、管理職は課内の業務分担などのバランス調整も課題。 【ハラスメント対策】 ・ハラスメントの加害者は意図的ではなく、被害者の受け取り方が影響する。 ・ハラスメントが多様化し、自分も加害者になっているのではという不安がある。 ・研修の実施と相談しやすい環境整備、互いを理解するコミュニケーションが必要。

第4章 後期期間に向けた課題の抽出

1. つくばみらい市の男女共同参画をとりまく現状の整理

総合計画後期基本計画における目標	・男女共同参画分野は「誰もが個性と能力を十分に発揮することのできるまち」 ・関連分野は「人権意識や国際理解を高めることによって、誰もが個人として尊重されるまち」
本市の概況	・本市の人口は合併以降増加し、2023年の常住人口調査では、51,059人 ・高齢化が進行。働く世代の男性が多い人口構成となっている ・核家族の割合や三世帯世帯などの割合が減少し、単独世帯の割合が3割にまで増加 ・女性の正規雇用の割合は男性の半分ほど ・各年代の労働力率は上昇、20歳代後半から40歳代前半で女性が離職することによって生じるM字カーブの底は浅くなっている
前期実施計画の評価	・事業の実施状況で、令和4年度は約9割が計画通りに達成 ・数値目標からみると、特に「雇用や職業の場における男女共同参画の推進」や「地域における身近な男女共同参画の促進」の評価が低い
意識調査結果の概要	・市民は依然として男性優遇と感じる割合が高いが、若い世代では考え方が異なっている ・市民・事業所共に、ワーク・ライフ・バランスの認知度が上昇したが、環境整備はこれから ・女性の活躍推進は進展しているが、仕事と家事の両立の難しさや休暇の充実、男性参加等が課題 ・家事や子育ては現在も主に妻が負担しているが、特に若い世代の理想は「夫婦共同」 ・DVは女性の2割が経験しており、若い世代や女性からは自立支援が望まれている ・性的マイノリティ（LGBTなど）の言葉は定着し、60歳代以下の認知度が高くなっている ・現在はセクハラよりもパワハラが課題、事業所の半数以上は対策を実施または検討 ・市の取り組みへの積極性評価は、市職員（2.5割）、事業所（1.5割）、市民（1割）の順 ・注力すべきは、家庭と仕事の両立支援（子育て・介護等）、雇用や職業の場での男女共同参画
インタビュー結果の概要	・子育て世代では、家事や育児の分担は、それぞれ協力してうまくいっている ・市の子育て支援室の評価は高いが、仕事復帰に向けては、希望する保育施設への入所が課題 ・コロナ禍の影響により、在宅勤務の増加等がある ・介護支援団体によると、コロナ禍で孤立感を抱える人（特に女性）が増加し、活動ではまず話を聴くことを重視している ・高校生は、学校や進学・就職においてあまり男女差を感じていないが、社会生活には一部の仕事などに男性優位のイメージがある ・父親等が家事を行っている場合、男性の家事参加に違和感は少ない ・市役所で女性の正規職員や管理職、技術職等が増加、女性が活躍しやすい職種や部署が存在 ・市職員で男性の育児参加意識は高まっており、育休取得などは管理職にも理解が進んでいる印象だが、環境整備や業務分担などのバランス調整も課題 ・ハラスメントは被害者の受け取り方が影響、互いを理解することが大事

2. 前期の基本目標に対する課題の整理

(1) 男女共同参画社会への意識づくり【前期基本目標Ⅰ】に関する課題

人口構成や家族の変化、価値観の多様化に対応した意識づくりが必要

2022年（令和4年）版の男女共同参画白書では、人生100年時代を迎え、結婚や家族の姿が多様化したことを「もはや昭和ではない」と表現し、話題となりました。さらに2023年（令和5年）版の白書では、「全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿」を「令和モデル」とし、「昭和モデル」から「令和モデル」への転換を提言しています。

本市は、合併以降人口が増加しており、高齢化が進行する一方で周辺からの人口流入により働く世代も増加し、従来のような三世帯世帯などは減少して、核家族や単独世帯が多くの割合を占めるなど、市民の家族の姿や価値観は多様化しています。

市民意識調査の結果をみると、依然として社会全体に対して男性優遇と感じる割合が高くなっていますが、学校などの教育分野で「平等」とすることが定着してきた結果、若い世代では性別に捉われない考え方や価値観が広がってきています。今後は、若い世代だけでなく、中高年以上にも従来の男女の役割分担意識などの固定概念に捉われることなく、時代に合った意識づくりを進め、性別や年齢などにかかわらず誰もが活躍しやすいまちにすることが必要であり、それが更なるまちの発展や可能性につながっていくと考えられます。

（２）多様な働き方のための環境整備【前期基本目標Ⅱ】に関する課題

ワーク・ライフ・バランスの改善、職場などでの男女共同参画推進は後期の重要なテーマ

2015年（平成27年）から2020年（令和2年）の5年間で、本市の女性の労働力率は上昇し、出産・育児と重なる20歳代後半から40歳代前半で就労する女性が増えてきていると考えられる一方で、女性の正規雇用の割合は男性の半分ほどとなっています。

意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスという言葉が市民や事業所に定着してきているものの、働く世代の30～40歳代では、特に男性の平日の平均労働時間が女性より3～4時間上回り、女性の家事負担も大きくなっています。仕事と生活の調和を実現するためには、休暇の充実や労働時間の短縮、男性の家事参加など、まだ多くの課題を抱えています。今後、家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」を実現するためには、家庭と仕事の両立支援が最も重要となっています。

育休後、働くことを希望する女性は、仕事復帰に向けて、多様な働き方の充実とともに、保育施設の充実が必要とする意見があります。一方で、家族に介護の必要性が発生する50歳代などでは、男性優遇と感じる意見も多く、若い世代が多い本市でも、今後に向けては介護と仕事の両立支援策が必要となると考えられます。

また、コロナ禍の影響により、在宅勤務等、多様な働き方が広がっています。市内の事業所でもワーク・ライフ・バランス実現のメリットは理解されてきており、育児・介護休暇制度などの環境整備には取り組まれているものの、課題も多く、市の施策として、子育て支援・介護支援策の充実や、子育て・介護で離職した人の再就職支援などが求められています。

(3) 多様な分野における男女共同参画【前期基本目標Ⅲ】に関する課題

女性登用への理解促進と課題解決の支援、世代や地域を超えた男女共同参画が必要

市職員の意識調査やインタビュー結果によると、市役所内では女性の正規職員や管理職、技術職等が増加し、女性が活躍しやすい職種や部署が存在するなど、女性の活躍が進んできており、女性職員のお手本となるロールモデルが出来つつある状況がうかがえます。今後、市役所内でも女性活躍を後押しするため、制度を活用しやすい環境づくりや業務分担をどのように行って、全体のバランスを取っていくかが大きな課題となっています。

一方で、ジェンダーギャップ指数が示すように、現状、我が国では他国と比較して女性の政治や経済分野での参画は低く、人口減少・少子高齢社会の進行する我が国において、これらの分野で、女性の活躍を進めることはますます重要となっています。市内事業所の意識調査において、回答のあった事業所の中でも、女性管理職がほとんどいない事業所が約6割となっており、様々な分野での女性登用に対する理解促進や、課題解決のための支援策が必要となっています。

また、多くの市民が、社会通念、習慣、しきたりなどについて現在も男性優遇と感じており、家庭生活や自治会など地域での活動について、夫婦またはパートナーが共同で取り組むことを望んでいます。特に、若い世代ではそれが一般化してきていることから、家庭や地域での男女共同参画を進めることが必要です。本市は、昔からある地域と新しくできた地域があり、習慣やしきたり、地域に対する考え方なども大きく異なると考えられることから、互いの地域や世代を理解するため、地域や世代を超えた交流や活動などを行うことも必要であると考えられます。

(4) 誰もが安心して暮らせる社会づくり【前期基本目標Ⅳ】に関する課題

DV対策、性的マイノリティ支援、ハラスメント対策など、多様性や人権を尊重する対策が必要

総合計画後期基本計画の施策の一つである「多様性を尊重した社会の実現」のためには、人権意識や国際理解を高め、性別や年齢、国籍などにかかわらず、誰もが個人として尊重されるよう、各分野で多様性を尊重し、人権を守るための対策を進めることが必要となっています。

意識調査の結果によると、ドメスティック・バイオレンスの被害経験者は1割ですが、女性では2割と高くなっており、女性の人権を守っていくことは引き続き必要です。市の支援策として、シェルターなどの安全確保や法的支援のほか、自立に向けた生活支援が必要とされています。性的マイノリティ（LGBTなど）については、言葉に対する認知度も若い世代を中心に高まっており、人権尊重の観点から理解促進や支援などの取り組みが必要となっています。

また、事業所や市などの職場では、近年、セクシュアルハラスメント以上にパワーハラスメントが課題となっています。それぞれ、窓口の設置や研修などの対策や取り組みは進められているものの、ハラスメントの種類も多様化しており、今後は対策のための啓発なども必要になってくると考えられます。

また、国際理解の観点からみると、市内に暮らす外国人は2020年（令和2年）で424人となっています。今後は、本市に在住する外国人が暮らしやすいまたは来訪する外国人が滞在しやすいまちづくりに向けて、多文化共生を図る施策が必要です。

第5章 計画の理念とテーマ、目標

1. 基本理念

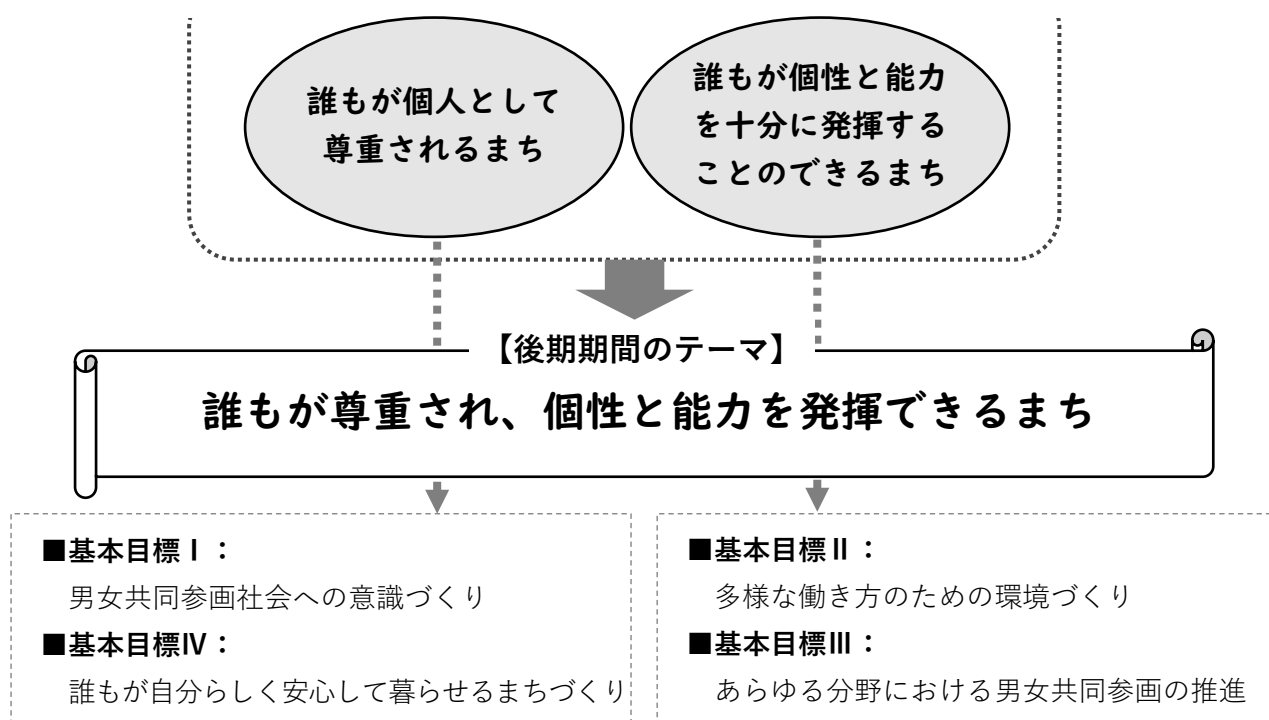
本計画の基本理念は、「つくばみらい市男女共同参画推進条例」第3条に定められている6つの基本理念に基づき、引き続き以下のように設定します。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動との両立
5. 生涯にわたる健康への配慮
6. 国際的協調

2. 後期期間のテーマ

2024年度（令和6年度）～2028年度（令和10年度）の後期期間では、本市の男女共同参画における現状と課題とともに、上位計画である総合計画後期基本計画での男女共同参画における目標などを踏まえて、以下のようなテーマを設定します。

【男女共同参画に係る2つの目指す姿（総合計画後期基本計画）】



3. 基本目標と主要課題

基本目標については、「第2次つくばみらい市男女共同参画計画」の基本計画で定める4つの目標について、後期期間も引き続き達成を目指すものとします。

また、前期期間に定められた「主要課題」については、後期期間の現状と課題と各基本目標に合わせて一部見直し、次のように設定します。

■基本目標Ⅰ：男女共同参画社会への意識づくり

本市の人口構成や家族の変化、価値観の多様化に対応し、全ての市民が希望に応じて、活躍できる社会の実現を図るため、男女共同参画（ジェンダー平等）意識の推進を図ります。

また、若い世代での性別に捉われない考え方や価値観など、新しい意識をさらに広めていくため、学校、家庭、社会における教育などで時代に合った意識づくりを進めます。

- ・ 主要課題1：男女共同参画（ジェンダー平等）意識の推進
- ・ 主要課題2：男女共同参画を推進する教育・学習

■基本目標Ⅱ：多様な働き方のための環境づくり

働く世代のワーク・ライフ・バランスを改善し、家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」を実現するため、家庭での家事や子育て、介護などと仕事の両立支援について積極的に取り組みます。

また、雇用や職業の場での男女共同参画を推進し、女性の活躍を推進するため、必要とされる職場環境の整備促進や多様な働き方への支援に取り組みます。

- ・ 主要課題1：家庭と仕事の両立支援
- ・ 主要課題2：雇用や職業の場における男女共同参画の推進

■基本目標Ⅲ：あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野において、性別や年齢などによらず多様な意見を反映し、男女共同参画社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画や、地域活動のリーダー、企業・団体等の役員・管理職について、意欲や能力のある女性の登用に対する理解促進を図ります。

また、昔から暮らす人、最近移住してきた人など様々な人が暮らす本市において、地域や世代を超え、様々な場面で互いが支え合うまちづくりを進めます。

- ・ 主要課題1：政策・方針決定過程への女性の参画、登用の理解促進
- ・ 主要課題2：地域における身近な男女共同参画の推進

■基本目標Ⅳ：誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり

誰もが個人として尊重され、安心して暮らすことができるよう、DV 対策やハラスメント対策などのあらゆる暴力の根絶に取り組めます。

また、ひとり親家庭や若者、性的マイノリティなどの困難な立場にある人々への支援を進めるとともに、急激に変化する国際情勢が、政治や経済、文化、日常生活に様々な影響を及ぼしている中で、国際的な視野を持った人材を育むための国際理解教育や、近年増加する在住外国人等に対して、互いの文化を理解し共生する地域づくりを進めます。

さらに、人生 100 年時代に、若者から高齢者まで市民が元気に活躍し続けられるまちを目指して、心身の健康についての正しい知識の普及や、妊娠や出産など女性の生涯を通じた健康支援に取り組めます。

- ・ 主要課題 1：あらゆる暴力の根絶
- ・ 主要課題 2：多様性を認め合う社会の実現
- ・ 主要課題 3：生涯を通じた健康づくりの推進

4. 後期期間の重点課題

意識調査やインタビューなどの結果を踏まえて、主要課題のうち、次の 2 つを後期期間で重点的に取り組む課題として設定します。

重点課題 1 としては、市民意識調査等で最も必要とされている「家庭と仕事の両立支援」を設定します。この課題に対し、誰もが家庭生活や仕事を両立していけるよう、市民や事業所に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の充実を図ります。また、子育てや介護に直面する人々が自分に合った働き方やライフスタイルを選択できるよう、情報提供、相談、サービス提供といった支援について、様々な面からの充実に取り組めます。

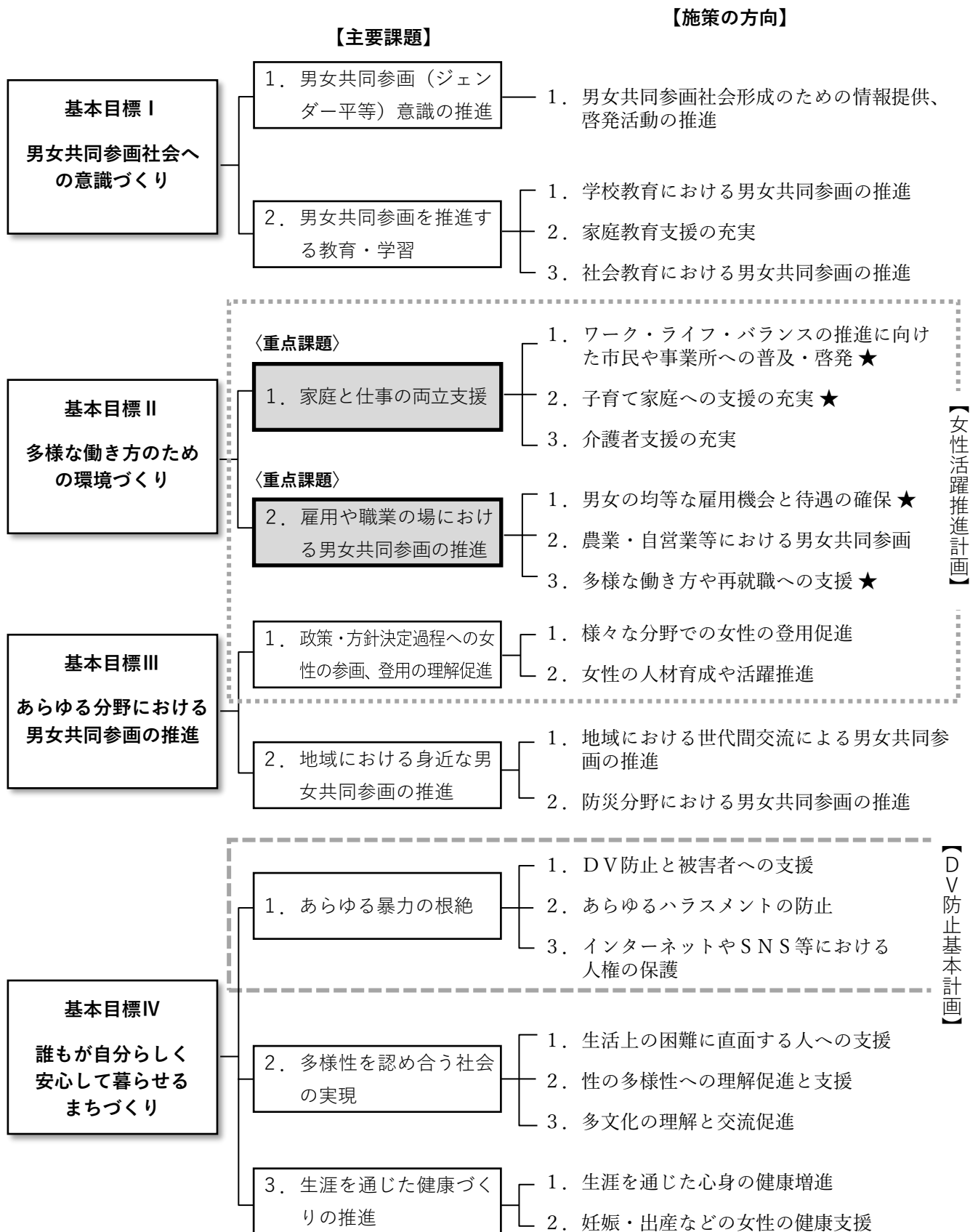
重点課題 2 としては、市民意識調査等で 1 に次いで必要とされている「雇用や職業の場における男女共同参画の推進」を設定します。この課題に対し、様々な雇用や職業の場で、性別や年齢によらず、意欲や能力を持った人材が適切に評価され、活躍できるよう、職場における均等な雇用機会と待遇の確保、男女共同参画の推進に取り組めます。また、多様な働き方や再就職に関して、情報や学習機会の提供等の充実、積極的に取り組めます。

◎重点課題 1：家庭と仕事の両立支援【基本目標Ⅱ－1】

◎重点課題 2：雇用や職業の場における男女共同参画の推進【基本目標Ⅱ－2】

Ⅱ 後期実施計画

後期期間の体系図



★：重点課題のうち、特に力を入れる施策の方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

主要課題1. 男女共同参画（ジェンダー平等）意識の推進

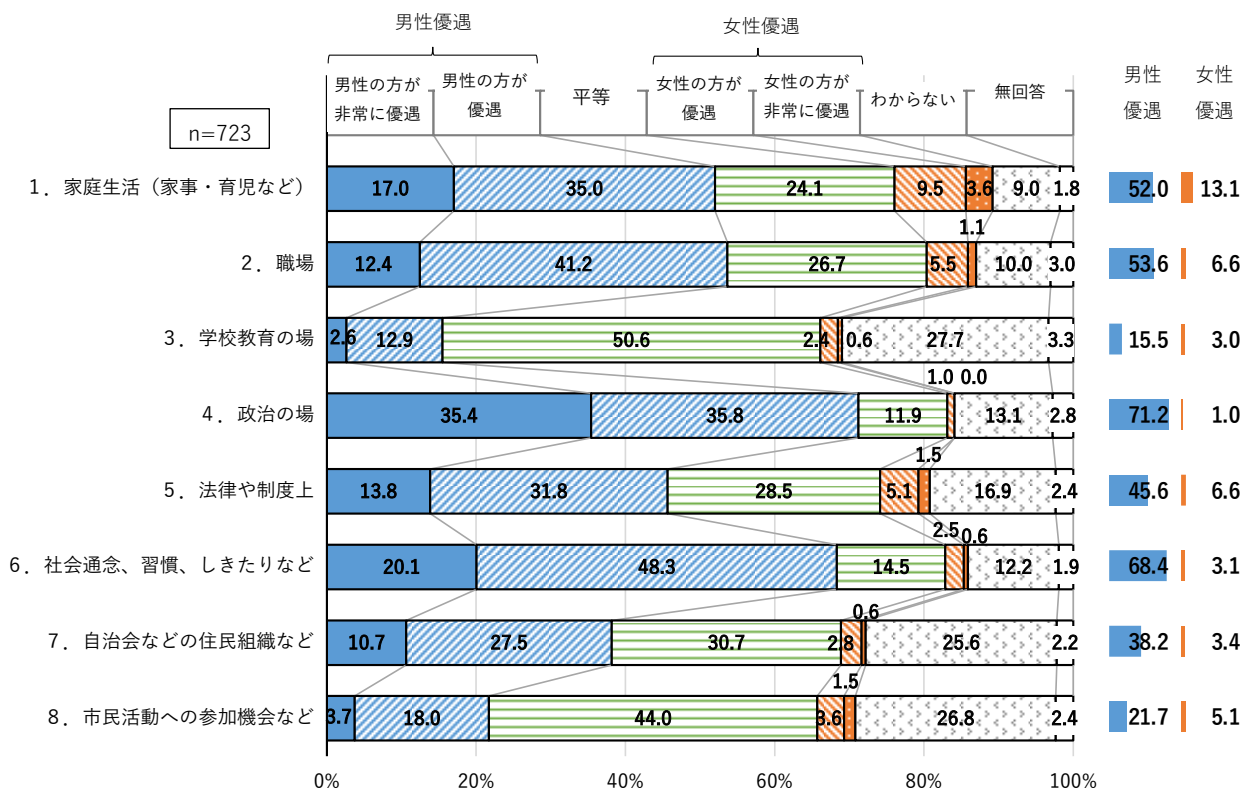
【現状と課題】

前期期間では、男女平等意識の推進を図るため、広報紙、市ホームページ、SNS等の様々な媒体による情報提供や講座等による啓発活動に取り組んできました。

一方で、市民意識調査の結果をみると、男女の地位の平等については、「学校教育の場」や「市民活動への参加機会など」の分野で「平等」と感じる割合が高いものの、その他の多くの分野では依然として『男性優遇』と感じる割合が概ね4割以上と高くなっています。特に、「政治の場」や「社会通念、習慣、しきたり」では、『男性優遇』と感じる割合が約7割となっています。

今後、社会の変化により、少しずつこのような意識も変化していくものと予想されますが、次世代を担う市民が暮らしやすく活躍しやすいまちを目指すためには、これまでの男女不平等の解消という意識から進んだ概念も必要です。今後は、社会的・文化的に形成された性別にかかわらず、誰もが平等に機会を与えられる「男女共同参画（ジェンダー平等）」を、全世代に根付かせていくことが必要となっています。

【市民意識調査：男女の地位の平等について】



【施策の方向】

1. 男女共同参画社会形成のための情報提供、啓発活動の推進

全ての市民が希望に応じて、活躍できる社会の実現に向けて、男女共同参画（ジェンダー平等）意識の理解を深めるよう、情報提供や啓発活動に取り組みます。

また、様々な機会や媒体を通じて、「男女共同参画宣言都市」や市の取り組みについて、PRしていきます。

番号	施策名	概 要	担当課
1	男女共同参画に関する啓発活動の実施	男女共同参画に関する意識の向上を図るため、啓発活動を実施します。	地域推進課
2	男女共同参画に関する情報の提供	男女共同参画に関する情報を、広報紙や市ホームページ等において市民に提供します。	地域推進課
3	男女共同参画都市宣言の周知	本市が「男女共同参画宣言都市」であることを周知し、男女共同参画への理解を促進します。	地域推進課

主要課題2. 男女共同参画を推進する教育・学習

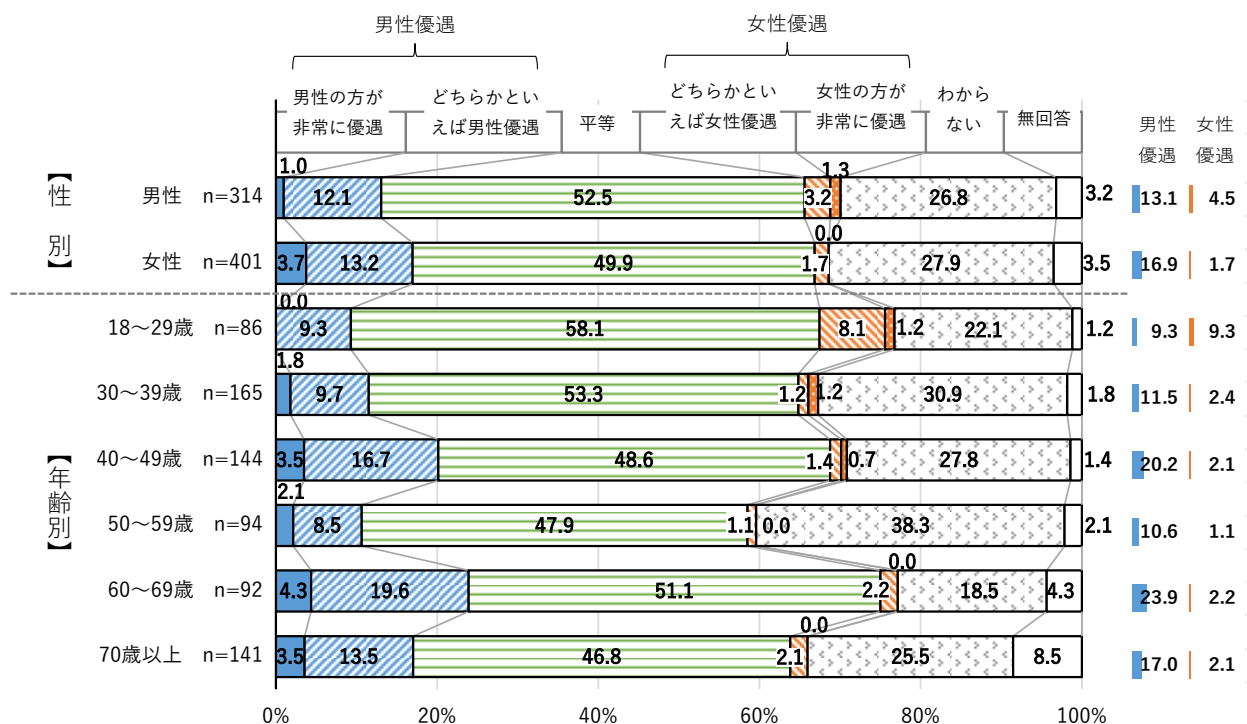
【現状と課題】

前期期間では、学校教育をはじめ、家庭教育や社会教育の場で、それぞれ男女共同参画を推進する活動に取り組んできました。

市民意識調査の結果によると、「学校教育の場」では、男女ともに約5割は「平等」と感じており、他の分野と比較して、男女共同参画意識に基づく教育が着実に推進されています。また、年齢別にみると、10～30歳代では「平等」の割合が5割以上と高い一方、『男性優遇』と感じる割合が低くなっています。特に、10～20歳代では「平等」の割合が6割近くとなっており、若い世代で男女共同参画の教育が定着しつつあることがうかがえます。

このため、「学校教育の場」での性別に捉われず、お互いの人権を尊重する教育を推進しつつ、依然として『男性優遇』の傾向がみられる家庭や社会の中で、新しい意識や価値観を広め、定着させていくための教育・学習が必要となっています。

【市民意識調査：学校教育の場における男女の地位の平等について】



【施策の方向】

1. 学校教育における男女共同参画の推進

子どもたちがお互いの人権を尊重し、性別役割分担意識に捉われない価値観を身に付けられるよう、教育活動全体を通して人権を尊重する意識や態度を育てる人権教育に取り組みます。

また、子どもたちが性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によらず、将来の選択ができるよう教育・学習機会の充実に取り組みます。

番号	施策名	概要	担当課
4	教育活動全体を通した人権教育の実施	各教科の指導、学級活動、その他の教育活動全体を通して、人権を尊重する意識や態度を育てます。	教育指導課
5	多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実〈新規〉*	固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み等によらず、自分らしい生き方を選択できるよう、キャリア教育等の充実に図ります。	教育指導課

* 〈新規〉：後期から実施計画に加えた施策

2. 家庭教育支援の充実

家庭での役割分担や家族の人間関係は、子どもの価値観に影響を与えるものであり、保護者が子育てについてお互いに協力し助け合って取り組むことができるよう、家庭教育支援の充実に図ります。

番号	施策名	概要	担当課
6	家庭教育支援講座の実施〈新規〉	子どもを持つ親のための学習会を開催し、学ぶことを通して親同士の仲間意識を高め、交流を深めるとともに、家庭の教育力の向上を図ります。	生涯学習課

3. 社会教育における男女共同参画の推進

性別に捉われない考え方や価値観などを様々な世代に広めていくため、時代に合った男女共同参画の視点で、生涯学習機会の提供を図ります。

番号	施策名	概要	担当課
7	各種講座の実施	各種講座等に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに学ぶ機会を提供します。	地域推進課 生涯学習課

基本目標Ⅱ 多様な働き方のための環境づくり

主要課題1. 家庭と仕事の両立支援〈重点課題〉

【現状と課題】

前期期間では、家庭と仕事の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発、市内事業所等との連携、子育て家庭への支援や介護支援の充実に取り組んできました。

市民意識調査の結果をみると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は向上していますが、仕事と生活の調和について、理想では「家庭生活」や「個人・地域の生活」を両立または優先したい人が多いものの、現実では「仕事」を優先している人が約3割いる状況となっています。その理由としては、「仕事が忙しい」「経済的余裕がない」等となっています。

事業所意識調査における休業・休暇制度の状況をみると、『制度がある』割合は7～8割であるものの「該当者がいない」割合が4～5割となっています。また、男性の出生児育児休業（産後パパ育休）や育児休業は「該当者のほとんどが取得していない」割合が2割で、介護休業や介護休暇では男女ともに1～2割となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスのための職場づくりに必要なこととして、市民、事業所ともに「管理職の理解」や「業務分担の工夫」、「職場の同僚の理解」が上位となっています。

今後は、誰もが家庭生活等と仕事を両立していけるよう、市民や事業所への情報提供等を適切に行い、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、子育てや介護に直面する人が多様な働き方やライフスタイルを選択できるよう、支援を充実していく必要があります。

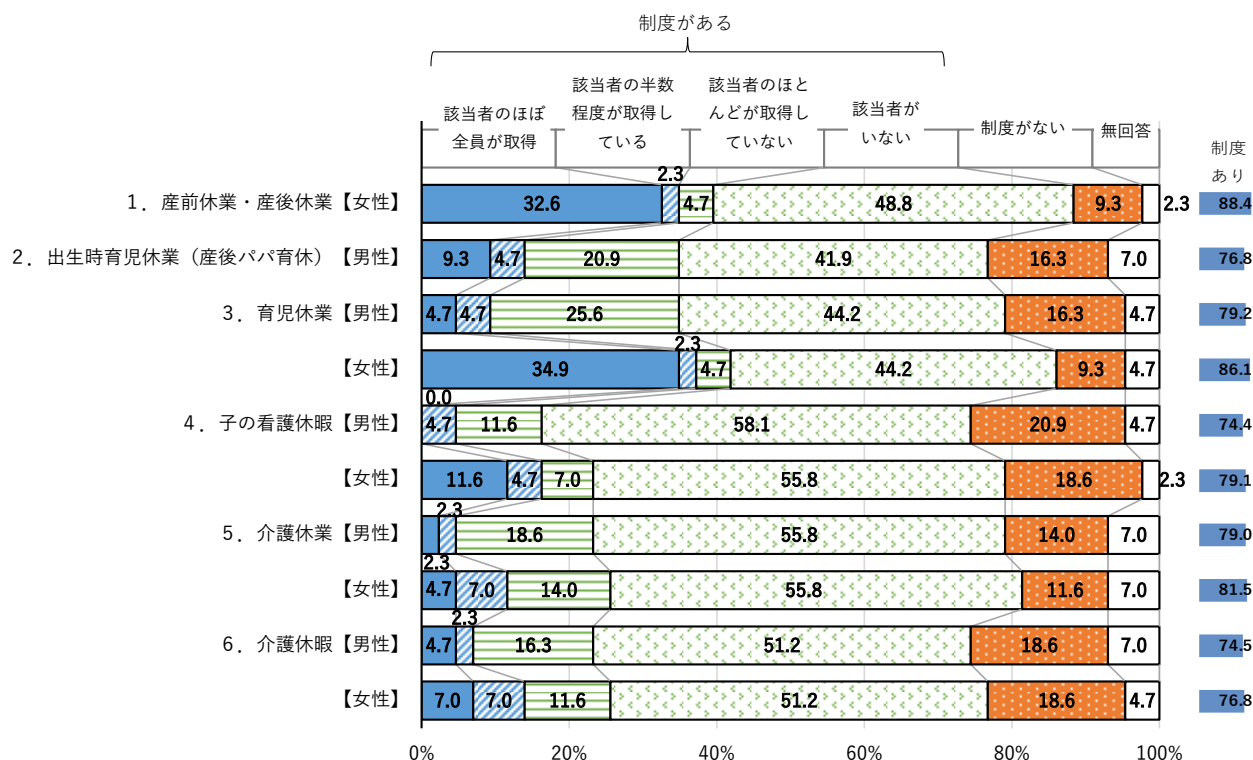
【市民意識調査：「仕事」「家庭生活」「個人・地域の生活」の理想と現実】

(単位：％)

n = 723	【理想】	【現実】
「仕事」に専念	3.0	10.0
「家庭生活」または「個人・地域の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先	8.2	29.0
「家庭生活」または「個人・地域の生活」と「仕事」を両立	23.0	12.7
「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」または「個人・地域の生活」を優先	25.2	13.1
「家庭生活」または「個人・地域の生活」に専念	7.7	15.5
「家庭生活」及び「個人・地域の生活」と「仕事」を両立	21.2	5.5
よくわからない	9.1	11.1
無回答	2.6	3.0

II 後期実施計画

【事業所意識調査：休業・休暇制度の取得状況】



【施策の方向】

1. ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市民や事業所への普及・啓発 ★

働く世代のワーク・ライフ・バランスを改善し、家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」を実現するため、家事シェア等の家庭生活における男女共同参画を推進するとともに、事業所に対する多様な働き方の推進を図るため、事例紹介や情報提供等に取り組みます。

番号	施策名	概要	担当課
8	家庭生活における男女共同参画の推進	家庭における家事や子育てなどへの男性の参画を促すため、講座を実施します。	地域推進課
9	マタニティ教室の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーを尊重し合うことの大切さや家族の協力について考えるきっかけづくりを実施します。	おやこ・まるまるサポートセンター
10	男女共同参画に関する事業所調査の実施	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進などの実態について、定期的に調査します。	地域推進課
11	事業所への多様な働き方の推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、在宅勤務等の多様な働き方を推進するための啓発活動を行います。	地域推進課 産業経済課

2. 子育て家庭への支援の充実 ★

安心して子どもを産み育てることができるよう、情報提供や相談体制等の充実を図ります。

また、仕事と子育てを両立できるよう、子どもを安心して預けられる保育環境等の整備や延長保育等のサービス提供、居場所づくりなど、支援の充実に取り組みます。

番号	施策名	概 要	担当課
12	子育て世代に届く情報発信	子育てに関する様々な情報を、市ホームページ、SNS、子育て関連アプリ、みらいっこ通信などで積極的に周知します。	おやこ・まるまるサポートセンター
13	延長保育・一時預かりの充実	保育所の延長保育や保護者の疾病、冠婚葬祭、介護等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かりの充実を図ります。	みらいこども課
14	放課後子ども総合プランの推進	保護者等の監護を受けられない児童を対象に生活の場を提供する「放課後児童クラブ」と、すべての児童を対象に、体験活動・交流活動等を実施する「放課後子ども教室」を一体的または、連携して実施します。	生涯学習課
15	ファミリーサポートセンター事業の充実	市民同士の助け合いにより、子育て家庭を支援するファミリーサポートセンター事業の充実を図ります。	おやこ・まるまるサポートセンター
16	子育て相談の充実	乳幼児・児童のあらゆる問題に対し、専門職の立場で相談や指導を行うとともに、必要な情報や関係機関の紹介・連絡、関係各課との連携を図ります。	おやこ・まるまるサポートセンター 教育指導課
17	こども家庭センターの充実（子育て世代包括支援事業）	妊娠や出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を目指し、関係機関と連携し、個別ニーズに対する適切な支援を提供します。	おやこ・まるまるサポートセンター
18	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援室を拠点に、各種イベント、相談、交流事業などを積極的に展開します。	おやこ・まるまるサポートセンター
19	児童虐待防止と支援・対応	虐待を防止するため、子育て世代包括支援事業や地域子育て支援拠点事業と連携を取りながら親子を「ひとりぼっちにしない」取り組みを行うとともに、虐待に対する啓発活動を行い、早期対応と支援を実施します。	おやこ・まるまるサポートセンター

3. 介護者支援の充実

介護者が、家族や地域と協力し、サービスを利用しながら仕事を継続できるよう、介護に関する知識習得や情報提供等の支援に取り組みます。

また、高齢者の独居世帯や夫婦世帯の増加に対し、地域の中でできる限り自立した生活が送れるよう、生活を支援します。

番号	施策名	概 要	担当課
20	介護に関する講座の実施	介護の知識習得のため、介護に関する講座を実施します。	介護福祉課
21	生活援助事業の実施	掃除、洗濯、買い物、理髪や介護用品の支給など日常生活の支援を行い、高齢者の自立と生活の質の確保を図ります。	介護福祉課

主要課題２．雇用や職業の場における男女共同参画の推進〈重点課題〉

【現状と課題】

前期期間では、雇用や職業の場における男女共同参画を推進するため、雇用の分野における均等な機会と待遇の確保、農業・商工自営業における男女共同参画、女性の再就職や多様な働き方への支援に取り組んできました。

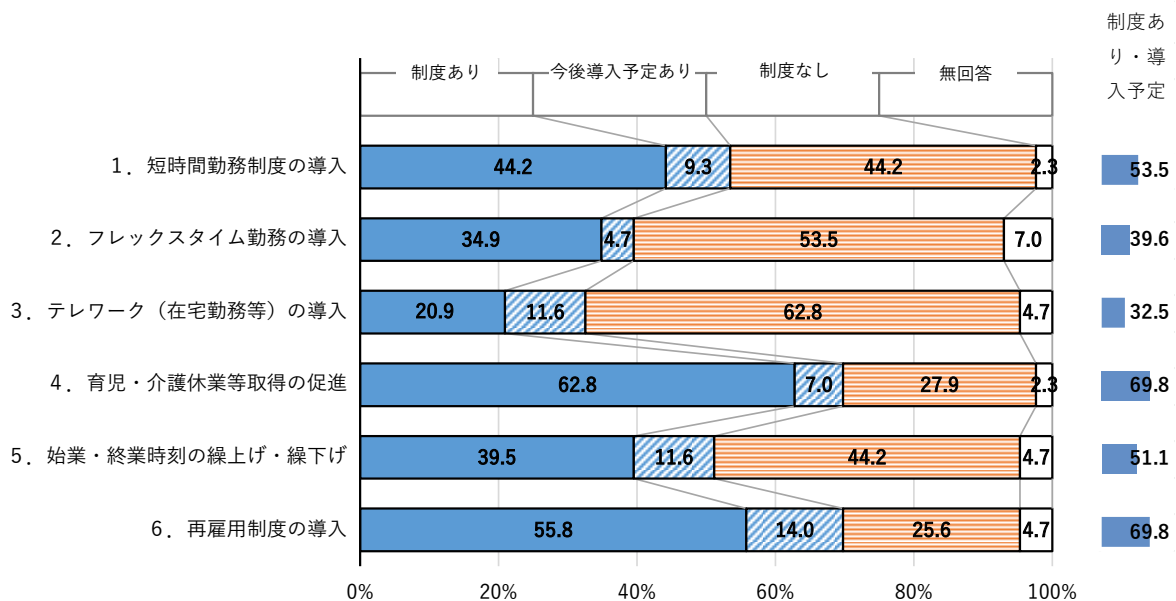
この間、雇用を取り巻く法制度の改正等も進んでおり、2020年（令和2年）4月には公正な待遇の実現を目的とした「パートタイム・有期雇用労働法」が施行され、2021年（令和3年）4月1日から中小企業にも適用になりました。また、育児・介護休業法が改正され、2022年（令和4年）10月から新たに「産後パパ育休（出生時育児休業）」や「育児休業の分割取得」等が施行されており、雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。

事業所意識調査の結果から、多様な働き方への取り組み状況をみると、「育児・介護休業制度」や「再雇用制度」について『制度あり・予定あり』の割合は7割と高いものの、コロナ禍の影響もあり定着しつつある「フレックスタイム勤務」や「テレワーク（在宅勤務等）」の割合は、全体の4割以下となっています。

一方、市民意識調査の結果では、女性が働きやすくするために必要なこととして、「フレックスタイム制やテレワーク（在宅勤務等）の導入促進」や「労働時間の短縮や休日の増加促進」などが求められており、多様な働き方を可能とする環境整備がさらに求められています。

今後は、様々な職業の場で、性別や年齢によらず、意欲や能力を持った人材が適切に評価され、活躍できるような環境づくりとともに、多様な働き方を支援していく必要があります。

【事業所意識調査：多様な働き方への取り組み状況】



【施策の方向】

1. 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ★

労働者が性別により差別されることなく、誰もが働きやすい雇用環境の整備を促進するため、市民や事業所に向けての広報・啓発活動により関係法令や制度等の周知を図り、均等な雇用機会と待遇の確保に取り組みます。

番号	施策名	概要	担当課
22	均等な雇用機会等の確保に向けた広報・啓発の推進	男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度について県との連携のもと周知を図ります。	地域推進課 産業経済課
23	「パートタイム・有期雇用労働法」等の普及啓発の推進	事業所に対し、短時間労働者や非正規労働者の労働条件が向上するよう「パートタイム・有期雇用労働法」等の普及を図ります。	地域推進課 産業経済課

2. 農業・自営業等における男女共同参画

農業や自営業等の分野において、意欲のある多様な人材が活躍できるよう、家族経営における働きやすい就業環境づくりや、女性や若者等の少ない分野での経営参画の促進、次代を担うリーダーの育成の支援に取り組みます。

番号	施策名	概要	担当課
24	家族経営協定の周知・締結促進	農業での家族経営における構成員の役割分担、給料制、休日労働時間等の意識啓発を図り、協定の締結を促進します。	産業経済課
25	商工会活動の推進	商工業に従事する女性の経営能力の向上や地域リーダーの育成を図るための研修等への支援を行います。	産業経済課

3. 多様な働き方や再就職への支援 ★

子育てや介護等に直面し、多様な働き方を選択できるよう、また、子育てや介護等の理由で離職した方が、再就職の機会を得られるよう、事業所や関係機関と連携して就業に関する情報の提供を行います。

また、新たな分野でも活躍できるよう、情報提供や学習機会の提供等の支援に取り組めます。

番号	施策名	概 要	担当課
26	再就職に関する情報の提供と支援	ハローワークや県と連携し、再就職に関する情報を収集・提供するとともに、再就職に向け、講座の開催などの支援を行います。	地域推進課 産業経済課
27	起業等に関する講座の情報提供	起業の手助けを図るため、関係機関で開催する講座等の情報を収集・提供します。	産業経済課

基本目標III あらゆる分野における男女共同参画の推進

主要課題1. 政策・方針決定過程への女性の参画、登用の理解促進

【現状と課題】

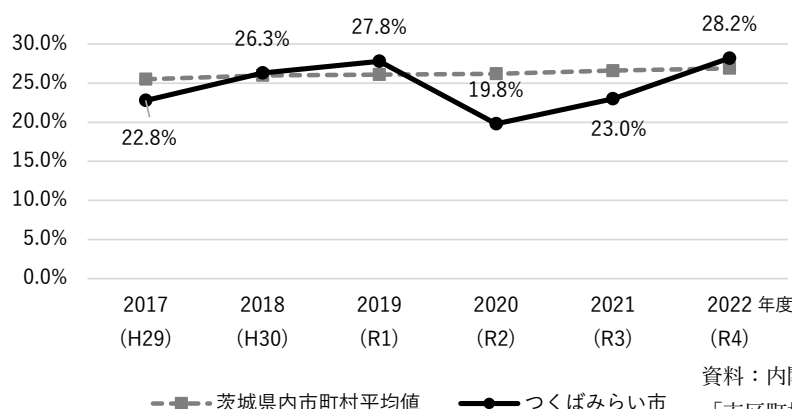
前期期間では、政策・方針決定過程への女性の参画、登用を図るため、審議会・委員会等への女性の登用促進や、女性の人材育成のための学習機会の提供等に取り組んできました。

審議会委員に占める女性の割合について近年の推移をみると、本市では、コロナ禍の2020年度（令和2年度）と2021年度（令和3年度）に一時減少しているものの、2022年度（令和4年度）には28.2%まで上昇し、県内市町村の平均値を上回っています。県内他市町村では、女性の割合が4割近くまで達している自治体もあり、様々な意見を反映したバランスのよいまちづくりを進めるためには、政策・方針決定過程で、女性のさらなる登用促進を図っていく必要があります。

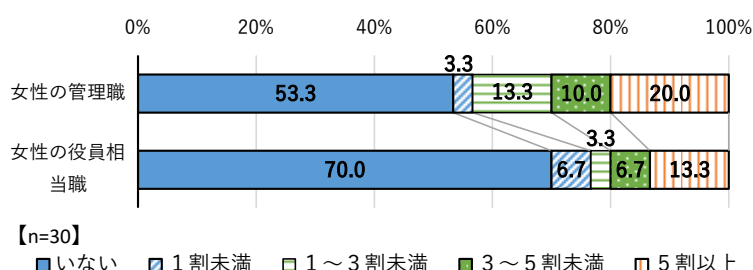
また、政治や経済分野のジェンダー平等で世界に後れを取る我が国では、2022年（令和4年）4月から、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出が、常時雇用する労働者101人以上300人以下（以前は301人以上）の中小企業にも義務化されるなど、女性の活躍に力を入れていますが、事業所意識調査の結果においては、女性管理職がいない（または1割未満）の割合は約6割、役員相当職以上がいない（または1割未満）の割合は7割以上となっています。

少子高齢化が進む社会で、人口の半分以上を占める女性の活躍は、事業所、さらには地域経済の発展にとってますます重要であることから、将来活躍する女性人材の育成支援とともに女性の活躍に取り組む事業所等を支援していく必要があります。

【審議会の委員に占める女性の割合】



【事業所意識調査：女性管理職の割合】



【施策の方向】

1. 様々な分野での女性の登用促進

性別や年齢などによらず多様な意見を反映し、男女共同参画社会を実現するため、審議会等の政策・方針決定過程において、女性の登用を促進し、幅広い分野での男女のバランスの取れた活躍を促します。

番号	施策名	概要	担当課
28	審議会等への女性委員の登用促進	すべての審議会等の女性委員構成割合30%以上を目標とし、女性の積極的登用について働きかけ、女性委員のいない審議会の解消を図ります。	地域推進課 総務課
29	女性人材の情報提供	各課からの要請に応じて、女性人材の情報を提供し、幅広い分野からの女性の登用を図ります。	地域推進課

2. 女性の人材育成や活躍推進

事業所における女性の活躍を推進するため、関係する法制度や支援制度等の情報提供、事例の紹介のほか、意欲のある女性に対し学習機会の提供や手本となるロールモデルの紹介等を行い、あらゆる分野で活躍する女性人材の育成と活躍推進を図ります。

番号	施策名	概要	担当課
30	女性活躍推進法の普及・啓発	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定の普及促進と女性活躍推進に関する啓発を図ります。	地域推進課
31	女性の人材育成のための学習機会の提供	仕事への意欲を持った女性の人材を育成し、能力発揮を支援するため、関係機関等で実施する講座等への参加を促します。	地域推進課

主要課題２．地域における身近な男女共同参画の推進

【現状と課題】

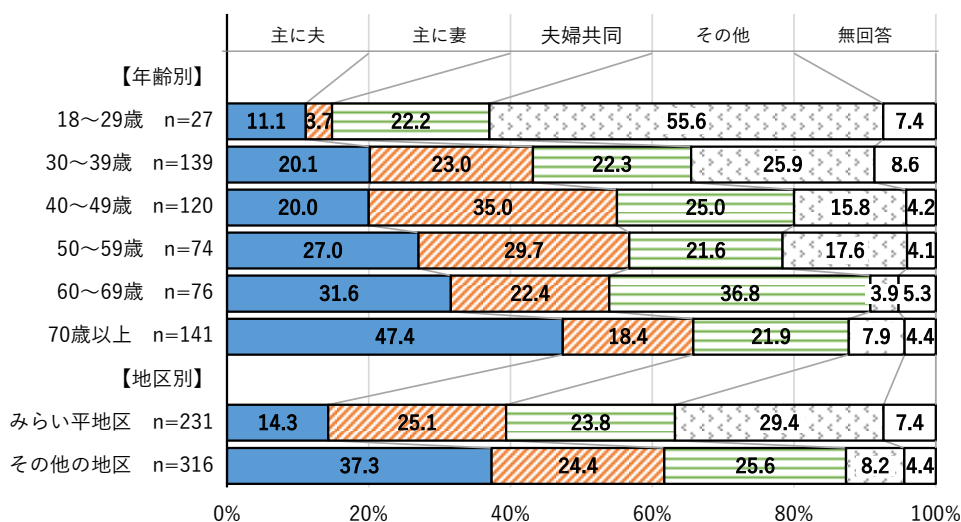
前期期間では、地域における身近な男女共同参画を進めるため、地域参加の少ない若者や女性に対する参加促進やコミュニティ活動等で活躍する女性人材の育成、防災分野における男女共同参画に取り組んできました。

市民意識調査の結果において、自治会などの地域活動に対する家庭での役割分担は、年齢別にみると、年齢が高いほど「主に夫」の割合高く、40歳代では「主に妻」、10～30歳代では「その他」の割合が高くなっています。また、地区別にみると、みらい平地区は「主に妻」の割合が高い一方、その他の地区では「主に夫」の割合が高く、役割分担の傾向が大きく異なっています。

このように、地域における活動に対する意識は、年齢や居住する地区によっても大きな違いがあることから、今後は、世代等を超えて互いに交流し、理解を促進しながら、様々な人が身近なまちの課題に協力して取り組んでいく必要があります。

特に、近年は地震や気候の変動による豪雨災害等の自然災害が頻発しており、日頃からの災害対策が重要になっています。災害から受ける影響は、男性と女性では異なり、男女のニーズの違いに配慮した災害対応を進めることが地域防災力の向上につながるため、日頃から男女が共に参加して防災対策を強化することが必要となっています。

【市民意識調査：家庭での役割分担の現状（自治会などの地域活動）】



【施策の方向】

1. 地域における世代間交流による男女共同参画の推進

昔から暮らす人、最近移住してきた人など様々な人が暮らす本市において、年齢や地域、性別等にかかわらず誰もが参加しやすく、活躍できるよう地域における様々な活動を支援し、男女共同参画を推進します。

番号	施策名	概要	担当課
32	コミュニティ・スクールの推進〈新規〉	学校・地域が協働して子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現に向け、学校と地域住民等が年齢や性別にかかわらず力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの市立小中学校への導入を進めます。	教育指導課 生涯学習課
33	地域で活動する団体等の支援	自治会など地域で活動する団体等に対して、活動に関する情報の収集や提供などの支援に努め、男女共同参画を推進します。	地域推進課

2. 防災分野における男女共同参画の推進

子どもや高齢者、障がい者等の多様なニーズに対応した防災・減災、災害に強いまちづくりを進めるため、女性が防災の意思決定過程等に参画し、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した災害対策に取り組みます。

番号	施策名	概要	担当課
34	男女のニーズの違いを踏まえた災害支援の充実	地域への情報提供・情報収集を迅速かつ的確に行い、女性の意見を取り入れるなど、災害時のニーズに対し円滑な支援を行います。	防災課
35	女性消防団への加入促進	女性消防団の活動を市民に周知し、女性消防団への加入を促進します。	防災課

基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり

主要課題 1. あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

前期期間では、あらゆる暴力の根絶に向けて、DV防止と被害者への支援、あらゆるハラスメントの防止、様々なメディア等における人権の尊重に取り組んできました。

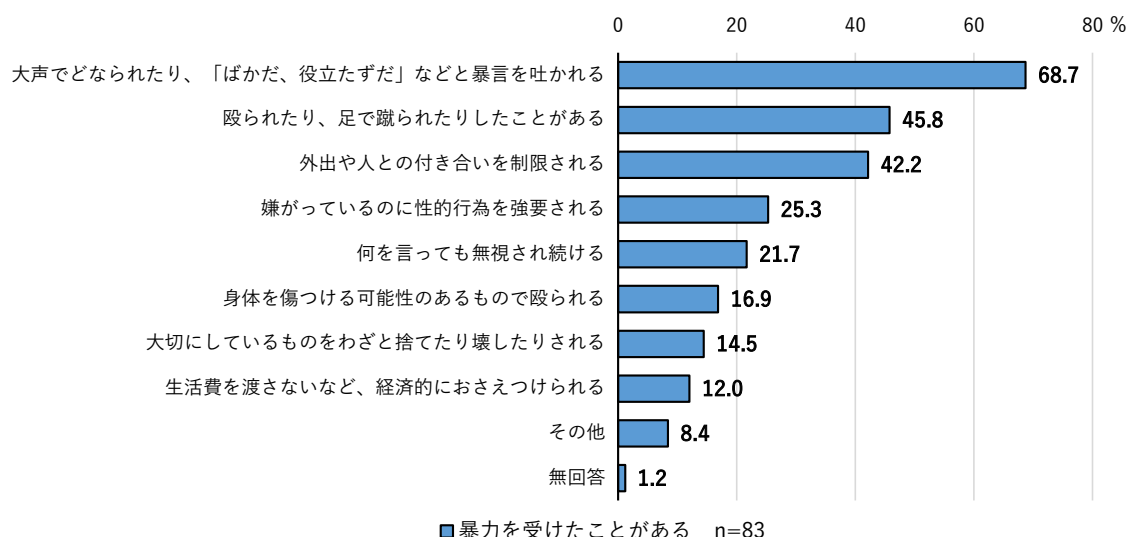
市民意向調査の結果をみると、配偶者や恋人から暴力を受けたことが「ある」人が1割で、性別でみると女性の約2割が「ある」と回答しています。また、DVの内容では、「暴言を吐かれる」が7割で最も多く、次いで「殴られたり、足で蹴られたり」といった身体的暴力、「外出や人との付き合いを制限される」が4割以上と多くなっています。

コロナ禍においては、生活不安やストレス、在宅時間の増加等により、DVが増加、深刻化するという現象が起こり、社会問題となりました。特に、暴言などの精神的な暴力は、被害者自身がDVと気づきにくいといった側面もあり、DV防止に関する啓発活動や相談支援体制について充実を図る必要があります。

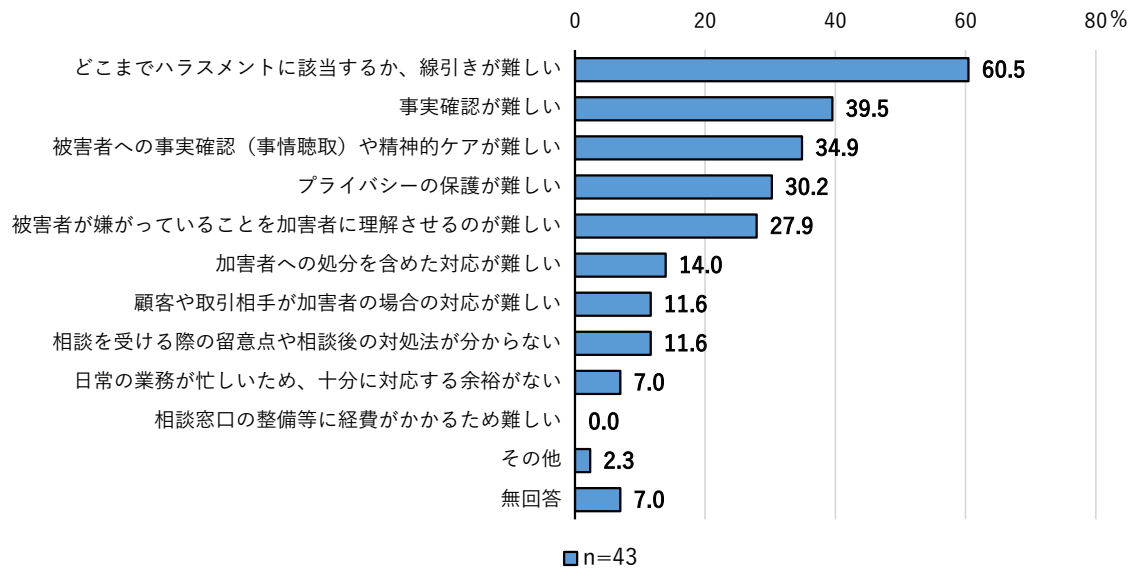
また、労働施策総合推進法の改正によりハラスメント防止対策が強化され、2022年（令和4年）4月からはパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されています。事業所意識調査の結果をみると、ハラスメントに対する取り組みを実施または予定している事業所は半数以上ですが、「線引きが難しい」、「事実確認が難しい」といった対応の困難さを感じている事業所も多く、ハラスメント防止や課題解決に向けた情報提供等が必要となっています。

さらに、コロナ禍をきっかけとして、学校や職場、買い物等の日常生活のあらゆる場面でのデジタル化が急速に進み、インターネットやSNS等を介したトラブルも増加しており、被害者や加害者にならないために、これらの活用における人権への配慮や、そのための情報モラル教育が重要となっています。

【市民意識調査：DVの内容】



【事業所意識調査：ハラスメントについて対応が困難と感ずること】



【施策の方向】

1. DV防止と被害者への支援

配偶者やパートナー等に対する暴力は犯罪であり、精神的な暴力もDVであるということに被害者自身が気づけるよう啓発活動を推進し、関係機関と連携して、相談体制や支援体制の充実を図ります。

番号	施策名	概要	担当課
36	DV防止に関する啓発活動	DVは人権侵害であり、防止に向けて被害者自身が気づけるよう啓発活動を行うとともに、市ホームページ等でDV相談支援の窓口の明確化を図ります。	地域推進課 おやこ・まる まるサポート センター
37	DV相談支援体制の充実	昨今のデジタル化に伴い新たに必要とされるDV支援内容に対応するため、関係機関との連携や相談業務に携わる相談員のスキルアップにより、相談体制の充実を図ります。	おやこ・まる まるサポート センター
38	被害者の住民票及び戸籍の附票の交付制限	警察等で被害者に対して支援が必要と認められた場合に限り、加害者への住民票及び戸籍の附票の交付を制限します。	市民窓口課

2. あらゆるハラスメントの防止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等をはじめ、あらゆるハラスメントが「人権侵害」を意味するということを、市民や事業所に広く啓発しハラスメントの防止に努め、その対応や解決に向けた相談窓口の周知と情報提供の充実を図ります。

番号	施策名	概要	担当課
39	ハラスメント防止に関する啓発	あらゆるハラスメントが人権侵害であるという認識を徹底するため、啓発活動を実施します。	地域推進課
40	相談窓口の周知	迅速な対応、解決に向けて、相談窓口の周知を行います。	地域推進課 社会福祉課 おやこ・まる まるサポート センター

3. インターネットやSNS等における人権の保護

インターネットやSNS等の活用に際し、男女共同参画をはじめ、あらゆる人権に配慮した情報発信への啓発など、情報を正しく読み解き、正しく活用するメディアリテラシーの向上を図るとともに、子どもたちに対する情報モラル教育を推進します。

番号	施策名	概要	担当課
41	人権を尊重した表現の推進	男女共同参画の視点に立った公的広報における表現に関するガイドラインを活用し、人権を尊重した適切な表現を行うよう働きかけます。	秘書広報課 地域推進課
42	メディアリテラシー向上のための情報教育等の推進	インターネットをはじめとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報を安全に活用するための情報モラル教育を実施し、情報活用能力の育成に努めます。	産業経済課 教育指導課

主要課題 2. 多様性を認め合う社会の実現

【現状と課題】

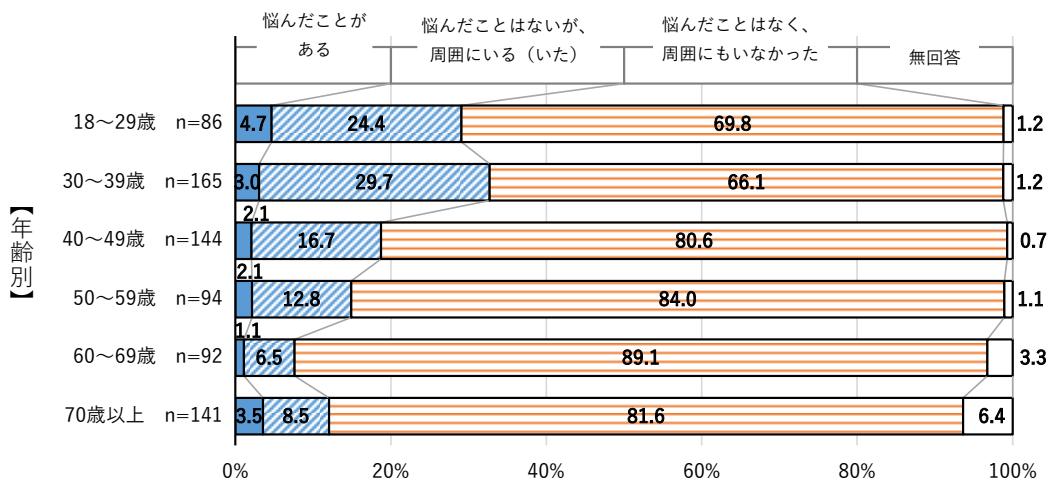
前期期間では、ひとり親家庭や若者への自立支援、高齢・障がい等により生活上の困難に直面する人への支援、性的マイノリティへの理解促進など、困難な立場にある男女への支援に取り組んできました。

市内のひとり親世帯の状況をみると母子家庭が圧倒的に多く、子どもの貧困対策も重要となってきたことから、ひとり親家庭に対する子育てや生活、就業などの総合的支援や、女性が抱える多様な困難や不安への支援が必要とされています。今後は、生活上の困難を抱える若者や高齢者、障がい者等も含めて、困難な立場にある人々が地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な支援やサービスを充実していく必要があります。

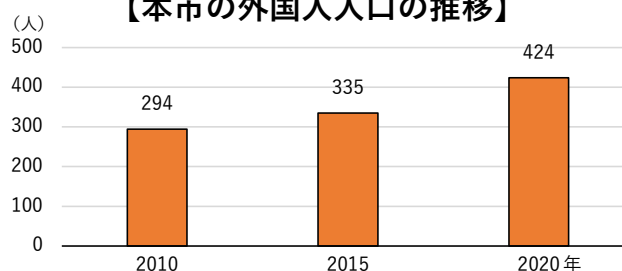
市民意識調査の結果から、自分の性別や恋愛対象などについて悩んだことがある人は少ないものの、「周囲にいる（いた）」という割合は 10～20 歳代や 30 歳代で 2 割以上みられます。令和 5 年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されており、性的マイノリティの方々の人権尊重の観点から、県などの関係機関と連携し、多様な性に対する理解促進に取り組むことが必要となっています。

また、市内には、2020 年（令和 2 年）10 月時点で 400 人以上の外国人がおり、10 年前と比較して 100 人以上増えていることから、在住及び訪日外国人に対し、互いの文化を理解し共生する地域づくりを進める必要があります。

【市民意識調査：自分の性別や恋愛対象などについての悩み】



【本市の外国人人口の推移】



資料：国勢調査
（各年 10 月 1 日現在）

【施策の方向】

1. 生活上の困難に直面する人への支援

誰もが個人として尊重され、地域の中で安心して暮らすことができるよう、生活上の困難を抱える若者や高齢者、ひとり親家庭、障がい者、性的マイノリティなどの人々に対し、関係機関と連携し、適切な支援や相談体制の充実を図ります。

番号	施策名	概要	担当課
43	ひとり親家庭に対する支援の充実	母子・父子自立支援員による相談体制を充実させ、必要に応じた総合的な支援を行います。	おやこ・まるまるサポートセンター
44	女性相談事業の実施〈新規〉	関係機関と連携し、女性が抱える多様な困難や不安に関する相談事業を実施します。	地域推進課
45	医療福祉費支給制度	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭・妊産婦・重度心身障がい者に対し、医療保険により受給した場合の医療費を助成します。	国保年金課
46	若者の就労支援	ニートや引きこもりなどの若者の自立に向けて、関係機関と連携した支援を行います。	産業経済課
47	地域包括支援センター事業の実施	高齢者が安心して暮らしていけるよう、様々な相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない支援を行います。	介護福祉課
48	地域活動支援センター事業の実施	障がい者等が有する能力や適性に応じ、自立した社会生活を営むことができるよう活動場所の提供、交流の促進等を図ります。	社会福祉課
49	民生委員・児童委員の地域活動の実施	民生委員・児童委員が、担当地域内の高齢者や障がい者への見守りを通じて、日常生活への支援を図ります。	社会福祉課 介護福祉課

2. 性の多様性への理解促進と支援

人権尊重の観点から、多様な性に対する理解を促進するための啓発活動を進め、関係機関と連携して、相談窓口の周知等に取り組みます。

番号	施策名	概 要	担当課
50	性の多様性への理解促進と相談体制の整備	性の多様性への理解を促進するため、情報提供や啓発活動を実施するとともに、相談体制を整備し、相談窓口の周知徹底を図ります。	地域推進課 社会福祉課

3. 多文化の理解と交流促進

市民の多文化への理解向上を図るため、小・中学校等での国際理解教育を推進するとともに、市民に向けた啓発活動や在住外国人の生活支援、交流促進等に取り組み、多文化共生社会の実現を目指します。

番号	施策名	概 要	担当課
51	国際理解教育の推進	小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、国際理解教育の充実や児童生徒の英語のコミュニケーション能力の充実を図ります。	教育指導課
52	多文化共生の推進	市民の多文化共生意識の醸成を図るための情報の提供や啓発活動とともに、在住外国人の生活支援や交流促進を図ります。	地域推進課

主要課題3. 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

前期期間では、男女がお互いの身体的性差を理解し、相手に思いやりを持って生きていくことができるよう、生涯を通じた女性の健康増進や妊娠・出産等に関する健康支援に取り組んできました。

人生 100 年時代に直面し、生涯を通じた健康づくりは今後の重要な課題であり、心身の健康について正しい知識を身に付け、自己管理を行っていくことが必要となっています。特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、若い世代から男女の違いや性について正しく理解し、健康管理を促す取り組みを図っていく必要があります。

また、女性のライフステージで大きな節目である妊娠、出産期から育児期において、母子が心身ともに健康に安心して暮らしていけるよう、切れ目ない支援を行っていく必要があります。

【施策の方向】

1. 生涯を通じた心身の健康増進

人生 100 年時代に、若者から高齢者まで市民が元気に活躍し続けられるまちを目指して、心身の健康についての正しい知識の普及や健康増進を図るとともに、若い世代からの健康教育や女性特有の健康課題への支援に取り組めます。

番号	施策名	概要	担当課
53	健康づくりの充実	健康診査、健康教室、健康相談等の実施により、一人ひとりの健康の増進を図ります。	健康増進課
54	こころの健康相談	精神科医、精神保健福祉士等による「こころの健康相談」を実施するとともに、相談窓口を周知し、関係機関との連携を図ります。	健康増進課
55	小・中学校における健康教育の推進	小・中学校において健康に関する問題についての正しい知識の普及啓発を図ります。	教育指導課
56	若い世代への健康づくりの普及啓発	若い世代への健康づくりの推進を図ります。	健康増進課
57	女性特有のがん検診事業の推進〈新規〉	子宮がん検診・乳がん検診の受診を促すことでがんの早期発見・早期治療につなげるとともに、健康への意識を高めます。	健康増進課

番号	施策名	概 要	担当課
58	介護予防事業の実施	高齢者が、健康でいきいきとした生活が送れるよう、介護予防事業を実施します。	介護福祉課

2. 妊娠・出産などの女性の健康支援

母子の心身ともに健康な暮らしを支えるため、妊娠や出産、子育て期にわたる健康診査や病気の予防、相談体制の充実等、継続的な支援に取り組めます。

番号	施策名	概 要	担当課
17 再	こども家庭センターの充実	妊娠や出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を目指し、関係機関と連携し、個別ニーズに対する適切な支援を提供します。	おやこ・まるまるサポートセンター

市役所における男女共同参画の推進

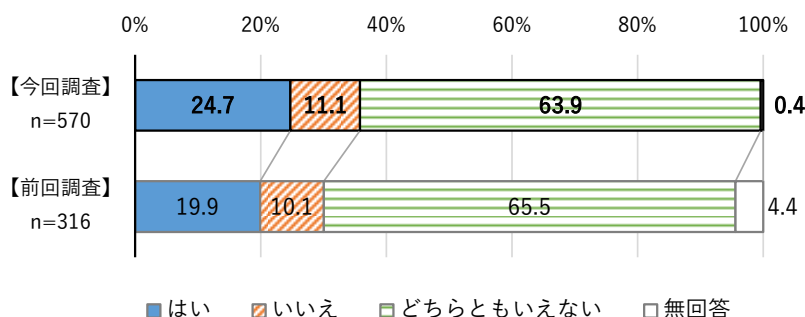
【現状と課題】

前期期間では、つくばみらい市男女共同参画推進条例第 20 条第 2 項に基づき、庁内の男女共同参画の推進に取り組んできました。

職員意識調査によると、市における男女平等・男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的だと思うかについては、今回調査で「はい」と回答した割合は若干上昇したものの 2.5 割で、「どちらともいえない」が 6 割以上となっています。

今後は、市内の一事業所として、モデルケースとなるべく、引き続き職員の働きやすい環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現、女性の活躍推進に取り組む必要があります。

【職員意識調査：男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的だと思うか】



【施策の方向】

1. ハラスメント対策

多種多様なハラスメントに対する意識を高め、ハラスメントの加害と被害を防止するため、職員の研修を行うとともに、ハラスメントの解決に向けて相談窓口の周知を図ります。

番号	施策名	概要	担当課
1	職員研修の実施	職員に対し、ハラスメント防止のための研修を実施します。	総務課
2	相談窓口の周知	職員に対し、ハラスメントの相談窓口の周知を図ります。	総務課

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児休業等の取得促進や長時間勤務の改革など、職員全体の意識改革や理解促進に引き続き取り組み、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

番号	施策名	概 要	担当課
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	特定事業主行動計画に基づき、男性の育児休業取得促進やノー残業デーの徹底を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	総務課

3. 男女の職域拡大の推進

性別や年齢等に関わりなく、意欲や能力がある人が活躍できるよう、また、様々な分野や立場で男女の視点が活かせるよう、男女の職域拡大を図ります。

番号	施策名	概 要	担当課
4	男女の職域拡大の推進	性別に関わりなく、幅広い分野に職員を配置するとともに、その能力や意欲に応じて管理職への登用を図ります。	総務課

目標値の設定

後期実施計画の推進にあたっては、次のような目標値を設定します。

基本目標	主要課題	No	数値目標	開始時	目標値 2028 年度 (R10)	担当課
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり	主要課題 1 男女共同参画（ジェンダー平等）意識の推進	1	社会全体で、男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	13.4% (2023 年度)	20%	地域推進課
	主要課題 2 男女共同参画を推進する教育・学習	2	家庭教育支援講座の参加者数	— (2022 年度)	620 人	生涯学習課
基本目標Ⅱ 多様な働き方のための環境づくり	主要課題 1 家庭と仕事の両立支援	3	仕事と生活の調和がとれた暮らしができている市民の割合	42.0% (2023 年度)	50%	地域推進課
		4	待機児童数	0 人 (2023 年度)	0 人	みらいこども課
	主要課題 2 雇用や職業の場における男女共同参画の推進	5	創業セミナーの参加者数	6 人 (2022 年度)	10 人	産業経済課
		6	家族経営協定実施数	11 経営体 (2022 年度)	12 経営体	産業経済課
基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進	主要課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画	7	審議会等における女性委員の割合	28.8% (2023 年度)	30%	地域推進課
		8	女性人材登録者数	17 人 (2022 年度)	25 人	地域推進課
	主要課題 2 地域における身近な男女共同参画の推進	9	女性消防団員数	14 人 (2023 年度)	16 人	防災課
基本目標Ⅳ 誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり	主要課題 1 あらゆる暴力の根絶	10	これまでに配偶者や恋人等からDVを受けた市民の割合	11.5% (2023 年度)	0 % (2024 年度～2028 年度)	地域推進課
	主要課題 2 多様性を認め合う社会の実現	11	ハローワークを通じて市内の事業所に就職した若者（34 歳以下）の数	64 人 (2022 年度)	85 人	産業経済課
	主要課題 3 生涯を通じた健康づくりの推進	12	子宮がん・乳がん検診受診率	子宮がん 139% 乳がん 132% (2022 年度)	15%	健康増進課

市役所における男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進	1	時間外勤務 360 時間超過者数	11 人 (2022 年度)	0 人	総務課
男女の職域の拡大	2	管理職のうち、女性職員の割合（課長補佐以上）	19.6% (2022 年度)	30%	総務課

計画の推進

1. 計画の推進体制

後期期間については、つくばみらい市男女共同参画推進条例第 19 条に基づき、前期期間に引き続いて、次のような体制で計画を推進します。

(1) 市民・団体・事業所との協働

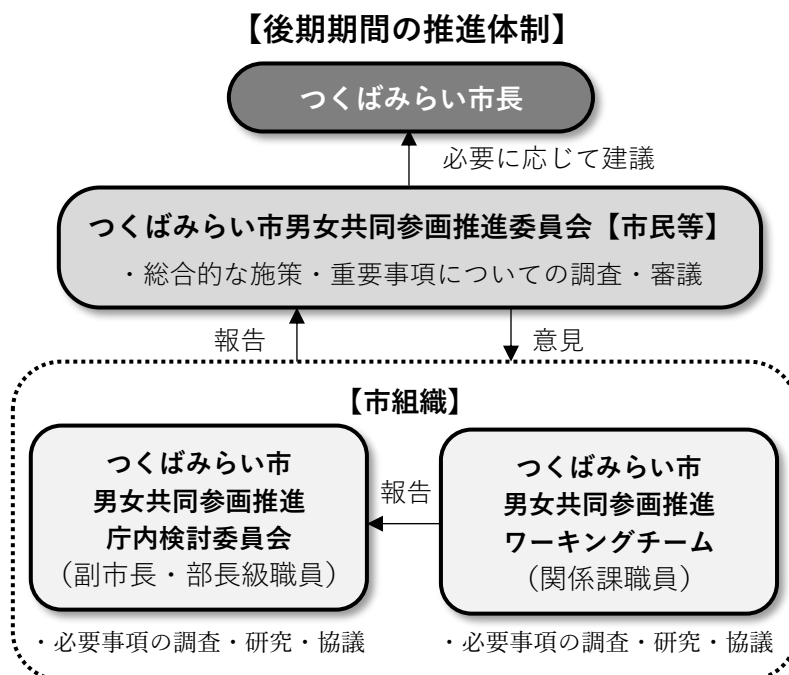
男女共同参画の推進に向けて、市民や事業所等に対して必要な情報提供や支援を行うとともに、市民等の代表で構成される「つくばみらい市男女共同参画推進委員会」をはじめ、各種団体、事業所等と行政が協働で、本計画に位置づけた様々な施策に取り組みます。

(2) 組織の連携強化

引き続き「つくばみらい市男女共同参画推進庁内検討委員会」と「つくばみらい市男女共同参画推進ワーキングチーム」を組織し、関係各課の一層の連携を図り、各施策について、総合的かつ効果的に推進します。

(3) 関係機関との連携

男女共同参画を巡る多様なニーズに適切に対応するため、茨城県及び近隣自治体、関係機関等との連携により、推進体制の強化を図ります。



2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、関係する情報の収集及び定期的な評価により、各施策を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況を適切に把握し、市民等に公表して、取り組みの改善につなげます。

(1) 情報収集と提供、ニーズ等の把握

男女共同参画に関する国や県等の情報を的確に捉え対応できるよう、情報収集を継続するとともに、市民、団体、事業所等に向けて、必要な情報を提供します。また、市民や事業所の現状、ニーズを把握するため、必要に応じて意識調査やヒアリング等の各種調査を実施します。

(2) 定期的な評価の実施

前期期間と同様に、実施計画において施策の達成状況を測るため、わかりやすい数値目標を設定します。また、施策の進捗状況や目標の達成状況については、市民等の代表で構成される「つくばみらい市男女共同参画推進委員会」において定期的に評価・検証し、その結果を公表して、次の施策展開に活かします。

【定期的な評価の実施】

